

## 予算特別委員会（第1日）会議録

開催日時 令和8年3月12日（木） 午前10時00分～午後4時57分

会場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、  
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、  
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3番）神谷 直子

### 2. 欠席者

6番 今原ゆかり

### 3. 傍聴者

一般2名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、

企画部長、総合政策GL、総合政策G主幹、秘書人事GL、DX推進GL、  
総務部長、財務GL、

市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、税務GL、

福祉部長、地域福祉兼共生推進GL、地域福祉G主幹、健康推進GL、

健康推進G主幹、介護障がいGL、福祉まるごと相談GL、

こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

都市政策部長、土木GL、都市計画GL、防災防犯GL、上下水道GL、

学校経営GL、学校経営G主幹、

会計管理者、  
監査委員事務局長

#### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

#### 6. 付託案件

議案第 22 号 令和 8 年度高浜市一般会計予算

議案第 23 号 令和 8 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 24 号 令和 8 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 25 号 令和 8 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 26 号 令和 8 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 27 号 令和 8 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 28 号 令和 8 年度高浜市水道事業会計予算

議案第 29 号 令和 8 年度高浜市下水道事業会計予算

#### 7. 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る 3 月 10 日の本会議にて予算特別委員会に付託されました、議案第 22 号から議案第 29 号までの 8 議案につきまして審査をしていただくことになっております。

つきましては、高浜市議会委員会条例第 10 条の規定により、黒川美克委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は 10 名であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、

これより予算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（13） 投票でお願いいたします。

臨時委員長 それでは、投票の方法によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は、投票による方法に決定いたしました。

ただいまの出席委員数は10人であります。

これより投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

臨時委員長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

臨時委員長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に委員長とする委員の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、もし得票数が同数の場合は、抽選によって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。それでは、御記入をお願いします。

(投票用紙記入)

臨時委員長 点呼を命じます。

(点呼・投票)

臨時委員長 投票漏れはございませんか。

「なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

(開票)

臨時委員長 それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票。有効投票中、長谷川広昌委員 8 票、黒川美克委員 2 票。以上のおりであります。

よって、長谷川広昌委員が委員長に選出されました。委員長に選出されました長谷川広昌委員に就任の御挨拶をお願いいたしますが、その前に席を交代いたします。

(席の交代)

委員長就任挨拶

《副委員長選出》

委員長 それでは、副委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（11） 指名推選でよろしく願いいたします。

委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言された委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（11） 野々山 啓委員を推選いたします。

委員長 ただいま副委員長に野々山 啓委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、野々山 啓委員が副委員長に選出されました。

ただいま副委員長に選出されました野々山 啓委員に就任の挨拶を自席でお願いします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と明日、13日の2日間の日程を副委員長と協議をしたく、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 9 分

再開 午前 10 時 19 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程につきまして、ただいま副委員長と協議をしました結果、本日、第 1 日目は、初めに当局より補足説明があれば説明を受け、その後、一般会計の質疑を行い、第 2 日目の 13 日は、特別会計と企業会計の質疑及び付託議案に対する採決となりますので、よろしくお願いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の野々山 啓委員を指名いたします。

それでは、ただいまより一般会計、5 特別会計及び 2 企業会計についての質疑を行います。

質疑に当たりましては、一般会計は、初めに全体にわたる大綱的な質疑を行い、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。

なお、債務負担行為及び地方債については、歳入、歳出、それぞれのところで質疑をお願いいたします。

特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに、特別会計に当たっては、歳入、歳出一括にて、企業会計にあっては、収入、支出一括にて質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については 2 問から 3 問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみを確認する質疑、軽微な内容の質疑、要望、及び、他の委員の質疑との重複、並びに一般質問において質問された内容との重複はさけ、発言は議題の範囲を超えないよう簡潔明瞭に行ってください。

また、当局におかれましても簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

質疑に当たっては、予算書等のページ数、及び、款項目節等を示し、御発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、発言時のマイク操作につきましては、事務局でスイッチの切替えを行います。

質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がございますので御了承ください。

それでは、議案第 22 号から議案第 29 号までについて、当局より補足することがあれば補足説明を願います。

説（総務部） 特にございません。よろしく申し上げます。

#### 《議 題》

議案第 22 号 令和 8 年度高浜市一般会計予算

委員長 質疑を行います。

まず、一般会計全体に係る大綱的な質疑を許します。

問（13） まず、事業費につきましては、これ既存事業も含めて優先順位を見直し、優先度の低い事業の縮小、廃止。これはこれまでずっと御答弁いただいていることなんですけど、実際どのようにこれ令和 8 年度予算では優先順位を決めてきたのか、教えていただきたいんですけど、特に公共施設に関する事業費については、公共施設推進本部会議になるのかどうかというところがよく分からないですし、それから公共施設以外の事業費については、どこで誰がこれ優先順位を決めていくのか、まず教えてください。

答（財務） 優先順位のつけ方についてですが、令和 8 年度当初予算編成で行ったこと、まず経常経費に関する事業と臨時経費に関する事業を切り分けて、予算編成事務を進めております。

経常経費については、枠配分予算ということで、各グループ、各部局においてそれぞれ優先順位をつけて事業の見直しをしていただいています。

臨時経費につきましては、例えば 300 万円以上の事業費については、部をまたぐ選択になりますので、二役による採点により優先順位をつけております。ですので、公共施設の整備につきましては、基本、臨時経費になりますので、二役のほうで優先順位をつけて、採択、不採択をしたというふうになります。

問（13） 臨時経費については、今、二役による、最後決めていくのかなっていうところなんですけど、経常経費につきましては、今、枠配分予算というお話だったんですけど、この枠配分予算自体はいわゆる財務のほうで決めて、それを各部署とかにこういう金額でやってくださいっていうふうに言っていくっていうことになるという理解でよろしいのでしょうか。

あと、それに対する枠配分予算で、最終決定はもちろん最後、二役になるのかなと思うんですけど、そういう流れでよろしいのかというところと、あと公共施設の推進本部会議によって、多分、公共施設の推進プランやプランスケジュールが出てくるかと思うんですけど、現在そちらが出てきていないもんですから、どうやってこの公共施設につきましては決めてきたのかというところがよく分からないので、そこも御説明お願いできますか。

答（財務） まず、枠配分予算の方法についてと、最終の判断は市長であるっていうところは、議員の理解のとおりでございます。

推進プラン、公共施設に関する施策のところですが、今、令和8年度が示されていないことですが、令和7年度に策定したものを基準にそこを優先的に判断をしております。（後述訂正あり）

問（13） 令和7年度基準についてということなんですけど、基準に本部会議にかけて最終的に二役が決定するという流れでいいのかっていうところを、そこちょっともう少し詳しく教えていただきたかったので教えていただきたいのと、あともう一点です。2、3問って言われたんで、これ8年度予算における事業費の見直しで、これ廃止された事業もしくは大幅に削減された事業がありましたら教えてください。

答（財務） まず、公共施設の施策のところについて、先ほど私基準にと言いましたが参考にとということで訂正させていただきます。

令和7年度推進プランでもともと、当初から令和8年度に予定されていたものを参考に判断をしてきたものということです。

予算編成の過程では、本部会議では特に審議しておりませんで、予算編成会議のほうで予算の面でということで審議をしております。

あと、廃止だとか見直しの事業につきましては、各グループで見直したところがございますが、例えばグループをまたがるところでいきますと、見直しにはなりませんけども、週

回、施設の週休日の導入であったり、あと事務の見直しになりますけども、総合サービスに委託してたものを会計年度任用職員に切り替えるといったもので減額をしているところがございます。

問（13） 今またがるどころということでおっしゃったので、それ以外のところは各部署で聞いたほうがいいんですかね。一々全部聞いたほうがいいですかね。

先ほど、枠配分予算のお話があったんですが、2年連続枠配分予算で予算計上したっていうことが一般質問でも御答弁があったんですけど、これ全体でこれ配分した合計の金額が幾らで結果的にこれ予算編成後、幾らになったのかっていうことを教えていただきたいのと、今回10億取り崩しているっていうところから、そこをしっかりと示していただきたいのと、あとこの枠配分予算額と、結局、予算編成後の予算額、これにつきまして、部局ごとにお答えいただきたいなというところと、あと、その枠配分予算に対するこの達成率を部局ごとの、これできれば順位でお答えください。

答（財務） まず、枠配分予算の配分する総額でございますが、令和8年度経常一般財源の見込額から公債費等を差し引いた約80億円を令和7年度当初予算時の各グループの予算の経常経費の割合で合わせて算出をしております。

予算編成後の最終的な額は、80億で枠配分したものの88億という結果になったということでございます。

続きまして、各部局に配分した額とその達成率という御質問だったかと思えます。順位でということですので、各部局ごとにお答えいたします。

達成した部局は、都市政策部でございます。枠予算額約10億6,200万円に対して10億5,700万円で枠予算に対してマイナス0.5%、枠予算の範囲内での予算計上となりました。

続きましては、枠予算達成はできませんでしたが、近かった部署から順に答弁させていただきます。

総務部が枠予算額約2億2,200万円に対して予算計上額が2億2,600万円、枠予算に対してプラス1.8%。

続きまして、市民部が枠予算額20億7,600万円に対して予算計上額は21億3,500万円。枠予算に対してプラス2.9%。

続きまして、学校経営グループの教育委員会としてお答えしますが、枠予算額6億8,300

万円に対して予算計上額が 7 億 800 万円です。枠予算に対してプラス 3.6%。

続きまして、こども未来部、枠予算額 10 億 7,800 万円に対して予算計上額が 11 億 5,400 万円です。枠予算に対してプラス 7.1%。

続きまして、福祉部、枠予算額 20 億 8,300 万円に対して予算計上額は 23 億 8,600 万円です。枠予算に対してプラス 14.6%。

最後、企画部、枠予算額約 7 億 6,800 万円に対して予算計上額が 10 億 2,900 万円です。枠予算に対してプラス 33.9%という結果になりました。

問 (13)　　すごく乖離があるんですね、部ごとに。特に、今、企画びっくりしました。プラス 33.9%。いわゆるワースト 3 っていうのが、企画が 33.9%で、福祉がプラス 14.6%、それからこども未来部が 7.1%。これ、なぜそのようになったのかっていうのは多分部ごとで検証していると思いますので、これ部局のマネジメントが機能しなかった理由、それぞれの部局長からお聞かせいただけますか。

答 (企画部)　　企画部の乖離があったということなんですけども、企画部は人事もしくは電算、DX、そういったものを持っております。企画部だけの単体の予算というよりも庁内全体の予算を持っているところでございます。一つの部でそれらの予算を削減するとなりますと、大変厳しい予算になってまいりますので、そういったところはちょっと達成に至らなかったというところでございます。

答 (福祉部)　　福祉部についてお答えをいたします。

一般質問等でも御答弁させていただいておりますけれど、障害福祉サービスの伸びが増えております。その結果、枠に収まらなかったということでございます。

答 (こども未来部)　　こども未来部ですが、保育園、認定こども園等に支払う民間園の委託料、扶助料。そちらが人勧の影響も受けまして伸びているというところでございます。

問 (13)　　企画に関してなんですけど、これ庁内全体の予算っておっしゃいましたけど、庁内全体予算のものじゃない部分もたくさんあると思うんですね。そこの部分については、あまり減額されていないのかなと思うんですけど。

委員長　　倉田委員に申し上げます。

今、大綱的な部分で部長答えていただいたので、細かい部分については歳出のほうで御質問していただきますよう、お願いいたします。

問（13） じゃあ、歳出のほうでしっかり聞きます。

これ2年続けて枠配分予算の予算編成を実施したということなんですけど、この方式が機能したと評価してるんでしょうか、教えてください。

答（財務） 令和7年度予算編成から始めて今回2年目ということで、枠配分にする額の精査も財務のほうでは昨年より精緻にすることができておりますし、結果のところにつきましても、令和7年度当初予算編成時では、枠予算を達成した部は、たしか一つもなかったのかなと思っておりますが、今回、都市政策部があります。

また、部単位ではないですが、グループ単位で見たとしても、枠予算額の範囲内で予算計上できたグループが税務グループ、共生推進グループ、都市計画グループ、防災防犯グループ、財務グループと5グループあったということで、少しずつ予算の適正規模に近づけてきてるのかなと思っております。

問（13） 私は、この方法がいいのかっていうと、ちょっと私は疑問に思ってるんですね。

そうなっているところから、各部局からこの方法に対してどのような声が上がってるんですかね。ぜひ、総務部長からお聞きしたいなと思ってます。

それから、これ予算編成時にこの枠配分予算時も多分言っていないのかなと思うんですけど、職員に対して、財政調整基金がもう近い将来、令和9年度マイナスになるよっていう数字は示さずにやられてるんですか、どうなんですかね。これもし示しているのであれば、どのような数字を示しているのか、教えてください。

答（総務部） 枠配分予算については、7年度、先ほど財務グループリーダーのほうから申しあげましたように、7年度にまずやりました。そのとき、やっぱり各部局からもいろいろと意見等をいただきました。その関係もあって、今年度は、例えば、事前に経常経費の予算削減の不可額の調査を各グループに対し事前に行い、より精度を高めたというところがございます。

先ほど、財務グループリーダーが申しあげたように、8年度当初予算編成に当たっては、ある程度一つの部局または5つのグループで達成できたと。また、前年度と比較して経常一般財源が減少したグループが15グループあったことから一定の成果があったと捉えております。ただし、それでも大変厳しい予算編成になったことは変わりはなく、枠予算における部局ごと、グループにおけるマネジメントにやっぱり限界があることも認識をし

ておりますので、令和9年度当初予算編成においては、この枠予算は引き続き行っていますが、やはり組織全体としての行財政改革に取り組んでいく必要があるのかなというふうに感じております。

あと、当然、その各部局にはもう予算編成会議等のところで、今後、財政調整基金がこのぐらいになっていくっていうところは示した上で予算編成に取り組んでいただいています。

問(13) 各部局に示していただけるのであれば、議会にも示してください。教えてください。

それから、地方債がこれ令和6年度末が現在高が102億4,000万円余りで、今年度末の現在高見込みが116億7,000万円余り。そして、令和8年度の起債見込額が10億円余りで、元金償還見込額が8億8,000万円余りとなっています。ということは、これ令和8年度は差引き約6億3,000万円、市債が増加するということになるんですけど、これについての評価と、あと今後のこれ市債のピーク、これいつになるんでしょうか。

それから、3つ目として、また今後の推移のこの見込みについても合わせてお聞かせください。さっきの追加の質問と合わせて4点、お願いいたします。

答(財務) まず、市債のほうについてお答えいたします。

今、公共施設の老朽化を迎えている時期であることから、併せて物価高でもあるということで、そういうことを踏まえると、現在高がこの時期に増加してしまうのは必要な事業を行っているということで致し方ないのかなと考えております。ただし、現在の財政状況を踏まえると、増加を緩やかにするだとかの工夫は必要であると考えております。

続きまして、今後の市債の現在高のピークでございますが、今、今年度現在高123億でございますが、令和15年度頃には135億ぐらいに行くのではないかと考えております。

あとは…、質問を再度、お願いします。

問(13) 今、ちょっとピークについてお聞かせいただいたんですけど、今後の推移の見込み、どのようにピークを迎えるのは分かったんですけど、どのような形になっていくのか、そこまで、とにかく一直線で伸びていくのか、どういう形なのか教えていただきたいのと、あと、先ほど言った職員には将来マイナスになるよっていう数字示してるって言ったんで、総務部長からぜひともこれは議員に示していただきたいと思います。職員にどの

ように示したのか、同じようにお聞かせください。

委員長 何を議員に示してほしいんですか。何を。

問（13） 分かりませんか。先ほどの質問ですよ。

予算編成時に職員に対して、財政調整基金が近い将来マイナスになるという数字は示していないのかってお聞きしたら、示してるってことだったので、それを私たちにもこの場でお示してくださいということをおっしゃいます。

委員長 基金の額を示してくれという。

答弁を求めます。

答（総務部） 当然、その職員のほうには予算編成会議の席上で、財調の今後こういうふうに推移していきますっていうのは話をしております。それはあくまでも、7年の3月のときに長期財政計画で示したその数値を基に説明をしておいた。まだ、予算編成が始まる前ですので、それはあくまでも8年度当初予算の編成後、この間、議会の全協で枯渇しますというふうで話したわけですので、予算編成始まる前はそれはまだ結果出ておりませんので、そういうふうで枯渇するというふうに職員に説明したわけではないです。

答（財務） 市債の今後の見込みのところですが、先ほど令和15年度ピークを迎えると、これ今から徐々に増えていって、その後、高止まりをしていくという見込みをしております。

あと、先ほどの総務部長の答弁のところ、職員にどのように説明しているかでございますが、当初予算編成事務説明会を7月下旬に開催しております。そのときには、基金残高令和6年度9億4,000万、令和7年度8億9,000万、いわゆるその時点でのこれまでの見込みを職員に伝えて、その数字をもって厳しい財政状況であるということをお伝えをしております。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、あまりにも遅いんですよ、やっтерることが。予算編成が始まる前の数字で説明した。

委員長 倉田委員、質疑をお願いします。

問（13） すいません、ちょっとあきれちゃいましたので。ごめんなさい。

昨年の予算特別委員会の答弁におきまして、地方債が令和7年度末で108億5,500万円を見込んでいたということでしたが、令和8年度の予算書では、先ほど申し上げたとおり、

現在高見込みが 116 億 7,000 万円となっております。これ 8 億以上乖離があるんですけど、これっていうのは、いわゆる減収補てん債のことなんでしょうか。この状況についての検証と、あと 8 年度、これこのように大きな乖離がないように予算計上されているか、確認したいと思います。

答（財務） 令和 7 年度の 8 億の乖離という話は、議員おっしゃられるとおりでございます。

令和 8 年度の当初予算ですが、現時点で見込めるものを見込んでいるということでございます。

問（13） 実質単年度収支については、これ一般質問でお答えいただけなかったんですけど、この令和 8 年度予算書で計算しますと、令和 8 年度を予算可決後、この予算を 100% 実行した場合、私の計算になりますと 14 億円になるんですけど、これ間違いないかっていうところを確認したいのと、あと、経常収支比率が令和 8 年度予算が 114.3%ということで、先日の一般質問のお答えにあったんですけど、これあまりにもこれ身の丈に合っていない予算ではないかと思うんですけど、認識としてはどうなんでしょうか。（後述訂正あり）

委員長 一般質問と重複する答弁は差し控えても構わないので、お願いします。

答（財務） 実質単年度収支については、現時点では令和 8 年度のものも算出しておりません。よって、マイナス、今 14 億円という言われましたけど、数字が合っているかどうかについては判断しかねます。

経常収支比率については、一般質問で答弁したとおりでございます。

問（13） 先ほどの私の質問の修正をお願いします。

マイナス 14 億円でした。14 億円って言っちゃったんですけど、実質単年度収支は、マイナス 14 億円で訂正をお願いいたします。

委員長 訂正を認めます。

問（13） 令和 8 年度当初予算編成後、これ全協でお示しいただいたんですけど、ここの部分だけお示しいただいたんですよ。財政調整基金が 7 億 1,000 万円。これ何度も言ってしまうんですけど、この 3 月議会の補正予算で減収補てん債、いわゆる借金を 7 億 5,400 万円するってことなですよ。ということで、この借金をしなければ財調が令和 8 年度

予算編成した場合はマイナス 4,400 万円となる。そして、財調 10 億円どころか既にそうなると、赤字なんですよ、マイナス 4,400 万円。

このあたりの当局の認識について、総務部長、ぜひ教えていただきたいと思います。もう私は、既にこれ借りなかったらマイナスでしょって。いわゆる令和 8 年度も組めなかったですよ、予算っていうところです。それが 1 点目です。

それから、これ綱渡りの財政運営をしてるなと思ってるんですけど、今回の当初予算編成、もっと早くこれ手を打って行財政改革に着手していれば、このような綱渡りの予算編成にはなっていなかったと私は考えるんですけど、このような財政運営について市民が納得できるのかどうかっていう部分についてもぜひ総務部長からお願いいたします。2 点、お願いいたします。

答（総務部） まず、減収補てん債っていうのは、なぜ制度的にあるのかというところを御認識していればと思うんですけど、あくまでやっぱり 7 年度、本来見込んでいた税収が入ってこなかった。それが落ちて来たことによって、それを補填するための制度でございますので、それは借りることによって、当然その税収の減収分を担保できるということですので、それは当然借りるべきものであるというところにして、財政調整基金がマイナスになることっていうのは、どういうことなんでしょうか。本来、ゼロになるってことではないんでしょうか。マイナスっていうのは、どういうことなのかもちょっとよく理解できませんので、当然、組めるように予算を組むというところでございます。それは確かに、財政調整基金が本当に少なくなる中で、運営が厳しくなることはあり得るかもしれませんが、もし減収補てん債を借りなかったとしても、それで 8 年度はそこで予算を組んでいくというところで、財政調整基金がマイナスっていうことは、ちょっとよく理解できません。

あと、行財政改革にもっと早く着手すべきではなかったかということですが、やれることはやってまいりました。さっきも言いましたように、枠配分予算等々も 6 年度に 7 年度当初予算編成から取り組んでまいりました。ただ、やはり部局グループの、先ほども申しましたように、マネジメントだけではやっぱり限界がございますので、まだ令和 9 年度の予算が編成できないっていう決まったわけではございません。ですから、ここから取り組んでいくということで、それで令和 9 年度当初予算を編成していきたいというふうに思っています。

問（13） 確かに、財調がマイナス 4,400 万ってこの表現はおかしいと思うんですけど、財調はゼロ。ゼロだけ結局、歳入歳出でいけば、マイナス 4,400 万円ってことになるんですよね。そこはちょっとすいません、私の言い方が悪かったかなと思うんですけど。

今、総務部長のほうから、本来、見込んでいた税収が入ってこなかったっていう話があったんですけど、たしか吉岡市長も令和 6 年度、たまたま法人市民税が上がってたっていう話をしたんですよね。たまたま上がってたっていうことなので、本来、見込んでるのは本当はたまたま上がってる部分は見込みじゃいけなかったと思うんですよね。だから、そこちょっと総務部長、認識違うんじゃないかなと思いますので、そこを何か御答弁いただけることがあれば、お願いしたいと思います。

それから、今後の財政調整基金の見込みについてこれ再度お聞きしたいんですけど、結局これを示さなければ職員も市民も具体的にどのぐらいこれ削減が必要なのか、さっぱりこれ分からないんです。職員にもこれ示さずにプロジェクトを推進させていくのかどうかっていうところ、私すごく疑問なんですけど、今回この予算の審議の前提となるこの長期財政計画、これも示さず、来年度予算を議員に審議するよう求めることが、これあまりにも横暴じゃないかと思うんですよね。

今後この見通しなく予算についてこれ可決できないんですけど、これ見通しなく予算を可決してほしいってことなんでしょうか、どうなんでしょうか。お願いいたします。

答(総務部) これは、この間も全員協議会のおきにお示ししました。経常経費で 7 億 5,000 万やっぱり乖離があると。だから、少なくともやはり財政構造を今後見直していく中で、この経常経費のこの乖離額、ここをやっぱりゼロにしていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。そこを何とか行財政改革 3 年間のプランを一応考えておりますけど、そこで何とかゼロに近づけていくと。そういった目標を持って取り組んでいきたいと思っています。

問（13） 私の質問に全く答えていただけてないんですけど。先ほど言ったそのマイナス 4,400 万円は、本来、見込んでいた税収が入ってこなかったとおっしゃったんですけど、これ違うんじゃないんでしょうかって言うことをちょっとこれについても、まだお答えいただけていないですし…

委員長 まず、それ答えていいですか。

答（総務部） すみません、ちょっとそこ失念しておりました。

そもそも7年度の当初予算のときに、法人市民税を幾らというふうに見込んでおりました。で、6月補正でその分減額をしております。ということは、そもそもそこは初めは見込んでおったということですので、それが見込みが入ってこなかったというところですよ。問(13) たまたま入ったのを見込んでしまったと私は思うんですけど、もう一個の質問、これお答えになっていないんですけど、結局、長期財政計画も示さずに見通しなく、今後、見通しもなく、今回のこの予算可決してほしいという、これあまりにも横暴なんですけど、これどうしたらいいんでしょうかね。

長期財政計画が示されなくて、ただ単に9年度ゼロになりますよ、9年度、歳入歳出ゼロだったらゼロでも取り崩すお金がないわけですから、取り崩すお金がないってことで歳入歳出が成り立っているのか、ただ単にゼロなだけなのか、それも分かりませんし、それ以降についてもどうなるのか全然私分からないし、これ職員にも示してないのかなと思うんですけど、示しているのであれば、それは私たちにも教えてほしいと思いますし、今後の見通しもなく予算可決、私できないなと思うんですけど、これどうしたらいいんでしょうかね。教えてください。

答（総務部） それは先ほど、この間の一般質問でも市長のほうからもお答えしたように、そこは示しておりません。ただ、先ほども言いましたように、経常経費で7億5,000万ほど乖離があります。だから、そこをやっぱり行財政改革で詰めていくと。そこを詰めていけば、当然、9年度、まだ今、財政調整基金が8年度当初予算編成後は7億1,000万ありますので、そこは維持していけるというふうを考えております。ですので、まずそこを行財政改革で取り組んでいくと。

ただ、8年度予算につきましては、まだ財政調整基金7億1,000万ございますので、当然8年度中のよほどのことがない限り、枯渇することはございませんので、そこを御理解いただいて審議のほうお願いしたいと思います。

問(13) 行財政改革で示していくって言われたんですけど、その前にこの間に市長がこういうふうになってきますので、何とかこれはこういう見通しになります、これはまだまだ精査は必要ですけど、こういう形になりますっていうふうに言ってくれば、私も、こういう目標があって、こういう部分をこうやって改革していくんだっていう具体的なも

のを少しでも示していただければ、理解しようかなというふうふうに思うんですけど、全く、この今後の行財政改革で示していくって言われると、これ8年度が予算なかなかこれは賛成するの難しいなと思うんですけど、このまず財政調整基金これも一回言いますと、何度も繰り返しになっちゃいますけど、減収補てん債、これ借りなければゼロで、いわゆる歳入歳出がマイナスになっていた。

委員長 倉田委員、簡潔明瞭な質疑をお願いしてもよろしいですか。

問（13） はい、いいですか。

説明なく、じゃあパッと言っちゃって答えていただけますか。

委員長 簡潔明瞭をお願いいたします。

問（13） これ私はいわゆる貯金枯渴したともう思ってます。令和9年度は特にゼロっていうのは示されています。これ近隣自治体においても、これ碧南市、西尾市、これ近い将来、財政調整基金が枯渴するということが示されているんですけど、高浜市のように既にこの財政調整基金が枯渴しているような自治体、これ愛知県内にあるのかどうか、教えてください。

委員長 高浜市は、財政調整基金は、現在、枯渴はしていないと思うんですが、質疑を考えてしてもらってもよろしいですか。

問（13） では、愛知県内で財政調整基金が枯渴している自治体があるのかどうか、教えてください。

答（財務） 基金が枯渴している自治体があるかどうかというのは、把握はしておりませんが、そういった話は聞いたことはありません。

問（13） 以前の私の一般質問において、公有財産の使用や許可についてお聞きした経緯があるんですけど、この間、運用の見直し、基準を定めて使用料や手数料を頂くことになって、新たにこれ予算に反映されているものがあるんでしょうか。これ、各あれですか。

委員長 各ところをお願いします。

問（13） 各ところで、全部聞いていかなきゃいけないんですね、これ。じゃあ、全部聞いてきます。

では、先ほどから申し上げているように、これ推進プランも示されてないし、8年度の推進プランスケジュールもこれ示されていないので、これも各款ごとで全部聞いたほうが

いいですか。

委員長 款ごとをお願いします。

問（13） 毎度、毎度、聞きますね。

これはどこに示されるか分からないんで、これも各款ごとに聞かなきゃいけないんですか。

委員長 大綱的なことであれば、認めます。

問（13） 大綱的っていうか、これ大綱的じゃないですよ。全体を通しての質問じゃないと、ここじゃないとできないですよ。款がわたっているものについては、ここできないうちですよ。

委員長 大綱的な今は一般会計全体に係る質疑でありますので、そこら辺を十分御理解した上で質疑をお願いします。

問（13） 大綱的っていうのがちょっとよく分からないんですけど、結局、いろんな款にわたってることについては、どこで聞けばいいんですか。

委員長 一度、自分で思うのがあれば、質疑していただいて結構ですよ。

問（13） 市長、これ防災分野に力を入れるっていうことを就任以来ずっとおっしゃってるんですけど、市長が掲げる防災については、予算のどこに反映されているのかよく分からないので教えてください。

答（市長） よくそういった質問を皆さんにされるんですけど、防災と言ったから全部これを認めろとか、子供が大事だと言ったら子供のことを全部なぜやれないということと言われる人もいるんですけど、本当に限られた予算の中でやるという中で、私の思いは、防災ということを重視してますよ。それを今の予算を編成する中で、皆さんそのエッセンスを入れてくださいということをお願いしております。

問（13） エッセンスっていうのがよく分からないんですけど、それがどういうふうに反映されてるんですか。これは全部款ごとにどれがエッセンスあるんですかって聞かないといけないですかね。

委員長、そうやって聞けばよろしいですか。

委員長 款ごと、防災のところ聞いていただくのが本来の姿であると思います。

問（13） じゃあ市長にお聞きしますけど、今、防災のところで聞いてくださいって言われ

たんですけど、防災以外のところ、防災の款以外のところでは特にそういったエッセンスはないということでもよろしいですかね。そうならば防災だけ聞きますので。お願いします。

答（市長） 私が自分の思いでこれをやってくれというような事業というのは存在しないですよね、それは。それは、通常やっている事業の中で皆さんやっていくわけですし、その中で自分がこういったことは重視してほしいという思いは伝えてあります。

問（13） こういったことは重視してほしいと言ったこういったことっていうのが、具体的にどういうことかっていうのがよく分からないので教えていただけますか。私、本当に何か具体的なものがイメージも湧かないし…

委員長 倉田委員、もう少し的を絞って質疑をお願いできますでしょうか。

答（総務部） 市長のほうから予算編成方針でも重点取組事業、2事業を示させていただいております。

そこでは、防災力の強化につながる事業と、教育環境の向上につながる事業を示させていただいております。具体的なことを申しますと、防災力の強化につながる事業では、防災の際の備えとして、防災活動事業において、全国瞬時警報システム更新費及び防災倉庫購入費を計上しております。また、避難行動要支援者の個別避難計画として、避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料などを計上しております。

教育環境の向上につながる事業では、小中学校の児童生徒及び幼稚園の園児がいる家庭に対する経済支援策の一つとして、給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の保護者負担を軽減する予算を計上しております。

また、両事業に関連する、港小学校長寿命化改良工事費、中学校屋内運動場空調設備等整備工事費及び太陽光発電設備整備工事費等は当初予算に計上予定でしたが、御承知のとおり、国庫補助の内定により、急遽、3月補正に前倒しをしたところでございます。

問（13） 今、お話にあった、この物価高騰地方創生臨時交付金。これが結局、水道と給食費っていうことで、結局これ多分全額、この間、以前金額教えていただいたんですけど、これ多分全額計上されていないんですけど、改めて…

委員長 倉田委員に申し上げます。

ちょっと細かい、歳出のところでも聞いていただくか、歳入のところで聞いていただくか。細くなってきたるので、大綱的な質疑にとどめていただけると助かります。

意（13） 最後までお聞きになってから言っていた方がいいですか。これ款をまたぐ質問ですので。

委員長 簡潔明瞭に。

問（13） 簡潔明瞭。

じゃあ、地方創生臨時交付金、これ改めて全額幾らで、今回、水道と給食費はいいですよ。それ以外に、どこに幾ら充当されているのかっていうのがよく分からないので教えてください。

委員長 歳入で聞いていただければ分かると思うのですが。予算書を見ていただければ、そこに載っているのです。大綱的な質疑にとどめてほしいんですが。

問（13） いやこれ歳入入ってますけど、これは歳出で出す分しか入ってないから、全体的に幾らなのか。

委員長 そこで聞いていただければいいですよ。

問（13） そこで聞けばいいんですか、そこは。入っていなくても聞いていいんですか。

委員長 そこで聞いていただくのが筋です。

問（13） はい、分かりました。では、違う質問行きます。

これも款を多分またぐ話なので、全体、ここで聞かないと分からないんですけど、来年度から開庁時間の短縮、これによる費用対効果、これどこに表れているのか教えてください。

委員長 それは、人事の事業が歳出にありますので、適正化事業が。そこで聞いていただきたいと思います。

問（11） 市政クラブを代表して、大綱的な質問をさせていただきます。

予算書に載ってない考え方を少しお伺いしたいなと思っておりますが、大変厳しい財政状況の中にあります。そして、続くだろうと思えますけども、どのような編成になったのか教えていただきたいということと、それに当たって取り組んだことがあれば、教えていただきたいと思えます。

答（総務部） 令和8年度の予算編成に当たりましては、財政の硬直化が進む中、また、国際情勢の影響や継続する物価高騰、人事院勧告による人件費の高騰に加え、自然災害への備え等、多種多様な行財政課題に対応していかなければならないため、厳しい状況が続

くことが予想されました。

このような状況を踏まえて、限られた財源の中、様々な課題に対応するために、これまで以上に予算の選択等、周知を図っていくために、既存の事業の見直しを行い、経常経費を可能な限り削減した上で、限られた財源を重点施策に集中し、持続可能な行財政運営と市民の安心・安全な生活の確保の両立を図るために、予算編成に臨んでまいりました。

しかしながら、義務的経費の増加が顕著であり、財政調整基金を約 10 億 1,000 万円繰り入れることとなり、昨年度に引き続き、非常に厳しい予算編成となりました。

それと、取り組んだことですが、主な取組を申し上げさせていただきますと、令和 8 年度予算編成においては、歳入と歳出のバランスを整えるために、経常経費と臨時経費をすみ分けて予算編成を実施しました。

経常経費においては、財務グループより枠配分予算を提示し、各部局において検討、精査を行い、予算の圧縮を図りました。関連しまして、担当職員一人一人が予算編成を自分ごととして捉え、見直しの視点を学ぶため、各グループの担当者を対象に予算編成研修会を実施しました。

予算編成研修会では、有識者を招いてシミュレーションゲームを通し、予算編成において事業の目指す姿を想像し、誰、何をどのようにしたいの原点に立ち返り、事業の在り方を見直し、市の将来を踏まえ、事業の検討ができるよう実施をいたしました。その結果、経常経費のみで、要求時点から約 5 億 2,000 万円の減額となりました。

臨時経費では、一般財源ベースで 300 万円以上の案件について、市長、副市長による主要新規ヒアリングを行い、優先順位を決め、予算計上を行いました。

先ほどもちょっと申しましたが、重点取組事業への財源配分として、防災力の強化につながる事業、それと教育環境の向上につながる事業を重点取組事項と位置づけ、予算計上いたしております。

問（11） 今、説明のありました重点取組事項、2つあるかと思えますけれども、どのような取組なのか、教えていただきたいと思えます。

答（総務部） 先ほど 13 番委員の答弁と重なりますが、再度申し上げさせていただきますと、防災力の強化につながる事業では、災害の際の備えとして、防災活動事業において、全国瞬時警報システム更新費及び防災倉庫購入費を計上しております。また、避難行動要

支援者の個別避難計画として、避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料などを計上しております。

教育環境の向上につながる事業では、小中学校の児童生徒及び幼稚園の園児がいる家庭に対する経済支援策の一つとして、給食費負担軽減交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の保護者負担を軽減する予算を計上しております。

また、両事業に関連する港小学校長寿命化改良工事費、中学校屋内運動場空調設備等整備工事及び太陽光発電設備整備工事費などは当初予算に計上予定でしたが、御承知のとおり、国庫補助の内定により、急遽、3月補正に前倒しをしております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 14 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

<歳入>

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（２） 予算書の 59 ページ、1 款 1 項 2 目法人市民税のこの滞繰分についてはなんですが、法人市民税ということで滞納見込額に対する徴収率なんですが、昨年度に比べて大きく下げて設定してみると思うんですけど、これ非常に滞納整理とか滞納処分など非常に困難な物件というか、案件なのか、そのあたり要因を教えてください。

答（税務） 法人市民税の滞納繰越分の徴収率でございますが、まず、この徴収率につきましては、今の令和7年度の状況を鑑みて予算化したものでございます。

なお、やはり法人ですので、例えば、その法人が破産や倒産したりした場合だと、なかなか回収が、債権回収が困難であるというところもありますので、その点は委員おっしゃるとおりでございます。

問（12） 法人市民税に関しまして、高浜市この税率6%となっております。これ、地方税法等で定められた標準税率ですが、市町村が定めることができる超過課税、超過税率、増減税率8.4%です。

愛知県で見ると、この超過課税を実施しているのは38市のうち15市、39%と低い水準です。西三河で見ると、知立市だけとなっております。資料要求の資料3にもありますように、資本金が10億円以上のこの法人65社に対して8.4%の超過税率を適用した場合、税収見込み、約3,100万円程度とされております。仮に、この最大税率を適用した場合でも、企業への影響は極めて限定的な規模であると考えられます。一方で、本市厳しい財政状況にあるとの認識も示されております。こうした状況の中で、担税能力に応じた負担を求めるという観点からも、法人市民税の超過課税の導入は一つの検討課題となる得るのではないかと考えますが、本市の考えを伺います。

答（税務） 法人市民税の不均一課税、超過課税に関しましてお答えいたします。不均一課税を導入する場合には、やはり対象となる企業の皆様に、標準税率を超えた税負担に対して御納得いただけることが最も重要でございます。

今の現時点におきましては、本市において市内の企業の皆様に納得していただける特別な事情というのが見当たらないことなものですから、資本金等による不均一課税の導入は現時点で考えておりません。

問（12） これまで本市では、市内の企業に納得していただける特別な事情が見当たらないという答弁が繰り返されてきております。そこで、ちょっと確認の意味を込めて、整理して3点伺います。

本市は、普通交付税の不交付団体でもありますが、このような状況、これ検討の要素となり得るのか。

また、これまで超過課税について検討してきたことがあるのか。

さらに、この市としてどのような状況になれば、この特別な事情があると判断するのか、以上3点お願いします。

答（税務） この不均一課税もしくは超過課税に関しましては、繰り返しになりますが、現時点では特別な事情が見当たらないことなものですから、現時点では考えていないところでございます。

不交付団体が影響しているかどうかというところですが、こちらにつきましては、不交付団体だからということでは、と、その不均一課税、超過課税というのは連動しているものではないというふうに理解をしております。

続いて、その特別な事情というところですが、やはり何かしら事業を行うために、その不均一課税もしくは超過課税を適用すべきものであると考えられますので、その事情が見当たらないということであれば、その税率の引上げというのを現時点では考えていないものでございます。

問（12） 特別な事情に関して、その判断基準をもう少しちょっと具体的にお示しいただきたいと思います。

答（税務） したがって、特定な事業っていうのがあるか、もしくはないかというところによるものでございます。

答（市民部） 基本的には、何のための増税かという用途ですよ。そのお金を、例えば、道路を拡張するために使うだとか、下水の整備に使うだとか、そういったやはり超過で頂くわけですから、そのやっぱり用途は明確にして、やっぱりある企業に多くの税をお願いするということになりますので、本当にただ単に財政が厳しいだとか、そういった理由じゃなくて、やっぱり財政が厳しい中で一生懸命我々も様々な努力を見せながら、本当にどっかに充てるという用途を明確にした上で、やはり納得する形で上げていく必要があるというふうに考えております。

問（13） 62ページの1款5項1目の都市計画税についてお伺いします。

都市計画税が今年度予算額が8億3,226万8,000円ということなんですけど、これについては、どこに充当される予定なのか、教えていただけますか。

答（財務） 公共下水道事業になります。

問（13） 公共下水道が203ページの負担金と補助金とそれから出資金って3本あるんで

すけど、これ全額ということでもよろしかったでしょうか。公共下水道以外には充てていないという理解でしょうか。そこも併せてお願いします。

答（財務） 今、財務グループで計算しておりますのは、下水道事業費総額 8 億 3,275 万円、そのうちの今回都市計画税を充てるということで、充当率は、見込みは 99.4%を見込んでおります。それ以外に充当する予定はしておりません。

問（13） 今、99.4%が下水に充当するということは、残りの 0.6%が残ってくるのかなと思うんですけど、違いますかね。ちょっとそこがよく分からないのと、99.4%ということは、この下水道事業の繰出金が 8 億 3,723 万 6,000 円で、今回のこの都市計画税が 8 億 3,226 万 8,000 円ということで、全部じゃなくてっていうことで。ごめんなさい、下水道のほうの 99、ごめんなさい。こっちは反対ですね。ということは、もうこの繰出金の 8 億 3,723 万 6,000 円は全額、都市計画税でっていうことでよろしかったですね。すいません失礼しました。

答（財務） 計算式でございしますが、下水道事業費 8 億 3,275 万円に対して、そのうち 99.4%に当たる都市計画税 8 億 3,226 万 8,000 円で、残りを一般財源で見込むということの充当率 99.4%でございします。

問（14） そのすぐ下で、都市計画税、63 ページのところですけども、都市計画税の滞納繰越分が 416 万 8,000 円、徴収率が 64.4%。これ固定資産税と同じ数字は、当然、固定と都計と一緒に徴収するものですけども、ほかの滞納繰越のやつに比べると 64.4%というのは、ちょっと数字が高いんですけども、実際に、64.4%、いわゆる差し押さえだとか何かいろんな手法を取れるわけですよ。にもかかわらず、この徴収率が低いという、その理由をちょっと教えてください。

答（税務） 固定資産税、それから都市計画税の滞納繰越分に係る徴収率が、まず、ほかの税の徴収率より高いということですけども、やはりもちろん資産をお持ちの方ですのでもそれなりに、例えば収入、資産を持っている方ということだと、例えば滞納処分、財産の差し押さえとかを行って回収に結びつきやすいついていうところが一つでございします。

反対に、市民税とかですと、中には収入が、固定資産を持ってる方よりも収入が多くないとかっていう方も中にはお見えですので、固定資産税、都市計画税の徴収率に比べれば、やはり市民税の徴収率はどうしても低いという現状でございします。

問（14） もう少し細かいこと聞いて申し訳ないですけども、実際に固定資産税というのは物があるわけですので、差し押さえだとか何かそういったことできるじゃないですか。

答（税務） 例えば、土地なり家屋なりを資産としてお持ちの方がいらっしゃるんですけども、例えば、当然、借入れしておうちを建てていらっしゃる方とかがいらっしゃると、そのおうちに建てる際に借金もございますので、そういった借金があるとどうしても、仮に差し押さえした場合に、その税として配当を受ける際のその優先度合いというのも、中には劣後してしまう場合もございますので、一概にその資産を持ってるから資産をもってその不動産を差し押さえすれば、債権回収が完全にできるだろうということではないというところが現状でございます。

問（14） ちょっと細かいこと聞いて申し訳ないんですけども、例えば、差し押さえをやるっていうと、いわゆる延滞金の徴収は、延滞金はかからへんじゃないか。その辺ちょっと一つ教えてください。

答（税務） 差し押さえした場合には、もう当然のごとく延滞金もその徴収の対象となります。

問（14） 延滞金がかかるということ、差し押さえしても。

答（税務） はい、かかってまいります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

### 3 款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

問（５） 当初予算書の 64、65 ページの利子割交付金の増額理由について、お聞かせください。

答（財務） 利子割交付金の増額理由でございますが、金融機関の預金利子増加により、交付対象となる利子割税収が増加することによります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、3 款の質疑を打ち切ります。

### 4 款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、4 款の質疑を打ち切ります。

### 5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款の質疑を打ち切ります。

6 款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、6 款の質疑を打ち切ります。

7 款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

問(12) 64 ページ、7 款 1 項 1 目地方消費税交付金につきまして、前年度比で 1 億 2,900 万円増と見込まれておりますが、この増収は、これ消費の回復、あるいは物価上昇によるものなのか、どのような要因と見ているのか伺います。

答(財務) 物価上昇等も加味して見込んでおりますが、具体的には他県から払い込まれる精算金収入というのがございまして、その増加が見込まれるということで増額を見込んでおります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、7 款の質疑を打ち切ります。

8 款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

問(5) 64 ページ、65 ページの環境性能割交付金の減額理由についてお聞かせください。

答(財務) 環境性能割交付金の減額につきましては、環境性能割が令和 7 年度末廃止予

定ということで減少しております。なお、この減少分につきましては、次のページ、66 ページ、67 ページの地方特例交付金にて全額補填される見込みです。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、8 款の質疑を打ち切ります。

#### 9 款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、9 款の質疑を打ち切ります。

#### 10 款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

問（13） 来年度も普通交付税が見込めないということなのか、ちょっとどういうことか分からないんですけど、今回載ってないってということなんですが、昨年 10 月の国勢調査、こちら速報値は出てると思いますので、国調のこれ人口は速報値でどうであったのかっていうところと、あと、基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったのか、そのあたりの金額についても併せてお聞かせいただきたいのと、あと、財政力指数、もし計算していれば教えてください。

答（財務） 普通交付税の、まず算定に使いました国調人口でございますが、財務グループのほうでは令和 7 年 10 月 1 日現在の住基人口は 4 万 8,940 人ということでしたので、国調人口の見込みとして 4 万 8,000 人で見込んでおります。

なお、普通交付税が不交付の理由としましては、委員言われるとおり、基準財政収入額が令和8年度も上回るということで、不交付を見込んでおります。

問（13） これ4万8,000人で見込んでるってことなんですけど、実際問題、これ国調どうだったんでしょうか。速報値で結構ですのでお願いします。

答（DX推進） 国勢調査の速報についてでございますが、こちら国のほうでは今年の5月までに速報値を出すというふうに書かれておりましたので、現在まだちょっとそこは出てないというところになります。

問（13） 今、いわゆる基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているっていうことだと思うんですけど、どれぐらい上回っているのかなっていうのをちょっと知りたいんですけど、こちらお願いできますか。

答（財務） 令和8年度の基準財政需要額、収入額の見込みの差額としては、約2億円を見込んでおります。

令和7年度の算定のときでは差額は5億円ございましたので、人口の見込みを増やしたことによって差額は減りましたが、まだなお需要額と収入額で差があるということを見込んでおります。

問（13） この予算をつくるときに人口が4万8,940人、これが住基人口だと思うんですけど、に対して国調が4万8,000人で見込んでますっていうふうに今おっしゃったんですよ。そうすると、4万8,000人でまだ出してればいいかなと思うんですけど、それをもし下回ってた場合っていうのは、またこれも変わってくるのかなと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

答（財務） 4万8,000人を下回った場合には、さらに乖離が増えて不交付ということになります。

問（13） 基準財政収入額っていうのが、いろんないわゆる項目があってっていうことで、いろいろ細かい計算が必要なんですけど、これもし4万8,940人だけこれを上回ってたとしても、やはりこれは不交付になっちゃうんですかね。それとも、以前、余ったか何かで再度計算して下りてきたこともあるんですけど、今後はこれが変わってくっていう可能性についてはどうなんですか。あんまり考えられない。どうなんでしょうか。

答（財務） 最終的に算定は国調の速報値で行いますので、その人口が変われば不交付

が交付に変わる見込みはありますけども、現時点では不交付で見込んでいるということです。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

11 款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問 (13) 先ほど質問させていただけなかったところをここで質問したいなと思っております。

ます。

先ほども言ったんですけど、いわゆる公有財産の使用許可について、見直しとか基準を定めて使用料や手数料、これをきちんと適正に頂くということが必要ですよっていうお話をされたんですけど、そういった基準を定めたのか、そして、新たにこれ予算にここで反映されているのかどうかについてお聞かせください。

答（総務部） 基準っていうのがどういったあれかっていうことですけど、基本、その公有財産の、特別にそういった基準というものを設けてはおりませんが、通常、土地であれば、課税標準額の何%とかそういったのは一応全庁的な、一応そういった規則的なものはございます。

問（13） もちろんそれは使用料手数料条例に載ってるので、それはその基準でやるわけなんですけど、使用料手数料が載っていない、いわゆるどこであれば、いわゆる使用料を取らないのか取るのかといった基準については、やはりこれは定めるべきじゃないんですかっていう話をしたんですけど、そういった基準は、この間は設けられていないっていう理解でいいのかっていうところと、あわせて、68、69 ページの6 目美術館・図書館の使用料、なぜこれが使用料が出てきてるのかっていうのが分からないので教えていただきたいんですけど。これ指定管理でやられてると思いますし、図書館につきましては、まず使用料を法律で取ってはならないということなので美術館部分なのかなと思うんですけど、こちらの使用料については、いわゆる施設の使用料については別枠でこれ契約してるってことなんでしょうか。これ分からないので御説明、併せてお願いします。

答（総務部） まず、ここは取る取らないっていうような、そういった基準は設けておりません。あくまでも個別のその場所ごとに、相手をどなたにお貸しするのか、そういったのでケースバイケースでございますので、その都度決裁等でそこは決定していくというスタンスです。

答（文化スポーツ） 美術館・図書館（本館）使用料についての御質問でございますが、これについては以前も御質問いただいておりますけれども、目的外使用料ということで、レストランやミュージアムショップの使用料を計上しております。

なお、貸室の使用料につきましては利用料金制を取っておりますので、指定管理者の収入になるということでございます。

問（13） 指定管理にミュージアムショップが入っていないということなんですけど、ミュージアムショップについては、指定管理者がこれ運営してるっていう理解でいいんですよね。

答（文化スポーツ） ミュージアムショップは、指定管理者のほうに使用の許可を出しております。

問（13） そうなると、ミュージアムショップだけが別枠でこれ使用料もらってるっていうことは、別枠で特に運営については契約はしていなくて、ただ単に使用料をもらってるっていう理解なんですかね。これ別枠で契約してるのであれば、それはその運営者のいわゆる売り上げはそっちになるかなと思うんですけど、これどういう仕組みなのかよく分からないので教えてください。

答（文化スポーツ） 先ほど申しあげましたとおり、ミュージアムショップについては、目的外の使用許可、美術館・図書館の本来の目的ではなくて物販の実施ですとか、美術館・図書館（本館）の魅力を高めていくというような目的で使用の許可を出しております。

ですので、契約ということではなくて、使用許可という行政処分になりまして、そこで売り上げた、物販で売り上げたものについては、指定管理者の収入というふうになっております。

問（13） 目的外の使用許可っていうことは、そこにある営利企業というか企業が入るっていうことになるんで、これって入札とかでされてるんですか。どういう契約なんですか。

答（文化スポーツ） 美術館・図書館の指定管理者の公募の際に、募集要項、仕様書等を示しておりますけれども、ミュージアムショップの運営に関しては、指定管理者に使用許可をするというような募集をしております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

## 14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問（１） それでは、予算書の 72、73 ページ、14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金。先ほど、13 番委員が少しお聞きになろうとしてたことですが、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 3,958 万 2,000 円。これ予算書っていうか、給食費の補助等、水道料金、そして青パトの購入といったことに使う金額がこの金額であるというふうな認識をしております。

これはもちろん使う目的が、メニューがあって、これには使えるこれには使えないということがあって、今回、当初予算ではこの 3 件について申請してこの金額ということだとは思いますが、一方で、先ほどもありましたけど、総額 3 億 2,000 万ぐらいあるんじゃないかということをお聞きしております。まだ 1 億 8,000 万ぐらい余裕があるということなんですけど、これの残りの分っていう言い方も変ですけども、これは今後もらっていくのか、申請してもらっていく予定があるのか。また、どんなことにもらっていくと考えているのかがありましたら、お聞かせください。

答（総合政策 主幹） 73 ページの物価高騰の交付金の関係でございます。委員おっしゃるように、令和 7 年度の 7 月補正で国の補正で 3 億 2,000 万ほど交付が決定されておまして、残り充てられてないところが約 1 億 8,000 万ほどございます。こちらにつきましては、現在、市内部のほうで検討しておまして、年度が明けて早いタイミングで市民の皆さんに還元できるように今検討しております。

問（１） 具体的にこれをやろうという考えというか、思いとかそういったことはまだ決まっていない、いつ頃になるかということもまだ決めていないということよろしいでしょうか。

答（総合政策 主幹） 例えば、近隣市でいきますと、商品券だとかデジタルクーポンだとかそういったものをいろいろやられております。高浜市におきましても皆さんに効率的に還元ができますように、いろいろ検討しながら早期に進めていきたいと思っております。

問（２） 国庫支出金について、これ新設分になるかちょっと分かりませんが、2 点ほどお聞きしたいと思います。

まず、14 款 1 項 1 目の民生費国庫負担金の生活困窮者自立相談支援事業等負担金の概要

と、充当先の実施事業についてお願いいたします。

あわせて 73 ページですが、こちら 2 目の国庫補助金についてなんですが、孤独・孤立対策推進交付金のこちらにも概要と充当先の事業について教えてください。

答（地域福祉） まず、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金でございますが、これ令和 6 年度まで計上していて令和 7 年度は計上しておりませんでした。この理由といたしまして、重層的支援体制整備事業交付金のほうにそれを移管するというので計上しておりませんでした。県との本年度申請の調整の結果、一部の事業につきまして、本負担金に引き続き計上するよというふうなことでお話がございましたので、令和 8 年度改めて計上させていただくものでございます。内容といたしましては、住宅確保給付金ですとか、被保護者の就労支援事業並びに被保護者の健康管理支援事業分が対象となつてございます。

答（共生推進） 2 点目の孤独・孤立対策の交付金でございますが、こちらの 3 款の歳出のほうで計上してございますが、まぜこぜの居場所づくり事業の実施体制整備支援業務委託料の財源といたしまして、本交付金の活用が見込まれると判断したために、今回当初予算に計上しておるものでございます。内容といたしましては、国のほうで令和 6 年の 4 月に孤独・孤立対策推進法が施行されまして、地方にその取組を推進するためにその交付金を交付して、取組の支援を行うというふうな国のほうで定めているものでございます。

問（13） では、先ほど橋本議員から質問があったのでこちらから先に聞きたいと思うんですけど、今、商品券とかデジタルクーポンとかいろいろお話がございました。もう既にこの事業を終わらせてるところもあれば今やってるところもあるってことなんですけど、高浜市あまりにも対応が遅いと思うんですけど、そのあたりの認識とお考えについてお聞かせいただきたいのと、それから、14 款 1 項 2 目の衛生費国庫負担金についてをお伺いします。72 ページです。予防接種健康被害給付負担金、こちらについてのいわゆる予算計上をどのような形で予算計上したのかということと、健康被害の給付人数、来年度予想される人数、それから相談人数、現在相談とかあるのか。あれば人数について併せてお聞かせください。

答（総合政策 主幹） 委員おっしゃる、対応がちょっと遅いんじゃないかという物価高騰の交付金の話になります。現状、物価高騰、3 億円ほど交付を頂いた中で、まず、今年

度もう保育所の給食補助ということで5か月分対応させていただいております。

また、今回当初予算のほうにおきましても、水道料金の基本料の減免だとか、青パト、小学校給食費の対応ということでさせていただいております。(後述訂正あり)

それ以外ちょっとまだ決定してない部分はございますけども、このあたりにつきましても厳正に皆さんで考えさせていただきまして、早期に予算計上していきたいと思っております。

答(健康推進) 73ページの予防接種健康被害給付負担金の積算につきまして、こちらは予防接種法に基づく予防接種を受けた方で、健康被害が接種によるものであると厚生労働大臣が認定した方に対して、自己負担分の医療費、それと月の通院日数による医療手当の合計が給付されるものとなっております。今年度の実績に基づき、来年度の予算を計上しております。

2点目で、相談人数につきまして、現在までにこの健康被害の相談をされた方は12名となっております。

問(13) 今、12名あったってことなんですけど、これ全部コロナのワクチンのほうでよろしかったのかというところと、結局この50万3,000円っていうのは、以前、給付の対象が2名ぐらいっていう話だったんですけど、これ2名で大体計上されてるのかっていう確認をしたいのと、あわせて、14款2項2目民生費国庫補助金の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、これ約倍増になっているので、この理由についても併せてお聞かせください。

答(健康推進) まず、この予防接種健康被害の救済制度につきましては、新型コロナワクチンのために新しく設置された制度ではございませんが、今回この12名と言われるのが全てコロナのワクチン接種による相談者になります。現在まで、市での該当者は1名、今までに2名のほうを認定をしております。

続きまして、同じく73ページの児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金につきましては、増額になりますが、こちらは令和8年度、来年度から新たに補助メニューに、発達のある子供へのアセスメント強化事業が追加されたことによって、対前年度230万円ほどの歳入増となっております。内容といたしましては、2歳とか3歳などの乳児健診で何らかの課題があった、見つかった場合に、その後の成長や発達を継続的に支援するため

に行っている発達相談、事後教室、親子教室などの事業費の2分の1を補助するものとなっております。

問(13) では、ページ変わって、74ページの5目の教育費国庫補助金のさっきから話に出ているこの給食費負担軽減交付金なんですけど、国は当初、無償化ということを書いてたんですけど、今、負担軽減に変わってきてるんですけど、そうなってくると多分全額が無償化ではなくて、後から主要新規にも出てますけど、これだと結局小学生だけになるかと思うんですけど、月これ幾らになるっていう計算なのかっていうのと、1食幾らになるかっていうのを教えてください。

それから、結局足りない分を地方創生とかの交付金を充ててるんですけど、来年度はその交付金が充てれるんですけど、その後がすごく私心配になっちゃって、近隣市において、その足りない分、これ交付金充ててる場所があるのかどうか。そのあたり分かる範囲でお願いしたいと思います。

答(学校経営) 当初予算書の75ページ、給食費負担軽減交付金についてお答えさせていただきます。

こちらは国の基準額として、児童1人当たり月額5,200円で交付される予定をしております。こちらを1食あたりに換算いたしますと297円となりまして、本市が来年度から小学校320円で、差し引いた額23円が給食費負担軽減交付金では賄えない額となります。こちら令和8年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金にて充当させていただくのですが、他市の状況といたしましては、こちらの交付金を使わず、一般財源にて不足分を補っている自治体もございます。

委員長 倉田委員。主要新規事業の学校給食運営事業、主要新規事業17ページに今質疑された分は記載されているので、できれば資料をしっかりと読んで質疑をお願いします。

「月幾らは書いてないよ。」と発声するものあり。

意(13) いや、これ交付金が月幾らとは書いてないですよ、そこに。

委員長 そこだけ聞いていただければと思います。

意(13) だから、それを聞いたんですけど。だから、分からないところだけ聞いてるん

ですけど、何か問題ですか。それ載ってないんですけど、その部分。載ってないところ聞いてるんですけど、問題でしょうか。

委員長 載っている部分は控えていただきたいと思います。

「載っていない」と発声するものあり。

委員長 議事進行しますよ。

ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、14款の質疑を打ち切ります。

15款 県支出金

委員長 質疑を許します。

問（2） それでは、77ページをお願いいたします。

15款2項1目総務管理費、県補助金についてであります。こちら、アジア・フレンドシップ推進事業費補助金についてですが、これアジア大会、アジアパラリンピック大会の事業ではないかと思えます。これ愛知万博の一市町村一国フレンドシップ事業をイメージさせるものかなとは思いますが、本補助金の補助対象者及び補助事業についてお願いいたします。

それともう一点、8目、81ページの教育費県補助金ですが、こちらは新設になるのかな、校内教育支援センター支援員配置事業費補助金についてなんですけど、こちら支援員配置ということなんですけど、どのような業務をされるのか、お願いいたします。

答（総合政策 主幹） 77ページ、アジア・フレンドシップ推進事業費補助金のことについて御説明させていただきます。

先ほど委員おっしゃるとおり、今年の秋、名古屋におきましてアジア競技大会、もしくは

はアジアパラ競技大会を行うということで、その大会に向けて機運を高めるためということで県のほうが市のほうに補助金を出していただけるものになっております。

高浜市といたしましては、みんなでまちづくり事業、多文化共生コミュニティセンターがございますけども、アジアの方たくさんいらっしゃるというところで、そういったところで交流事業として補助金を使っていきたいと思っております。

答（学校経営 主幹） 校内教育支援センター支援員配置事業の補助金についてです。

この補助金は、小学校における不登校の児童を支援するために、小学校の学校内に校内教育支援センターを設置し、そこに支援員を配置する取組に対する補助金です。

業務につきましては、その支援員は、不登校の児童生徒に対して学習支援を行ったり、学校生活、また相談支援を行ったりして不安や悩みを整理し、解決策を共に考えるといった業務となります。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、許可いたします。

答（総合政策 主幹） 大変申し訳ございません。一点訂正をお願いしたいと思っております。

午前中、橋本委員並びに倉田委員より、予算書 73 ページの 14 款 2 項 1 目物価高騰の交付金の関係の御質問の中で、実施をしていく内容として水道基本料金の減免というふうに私のほうが答弁をいたしておりますが、正しくは水道基本料金の免除でございますので、訂正をよろしくお願いいたします。

委員長 引き続き、15 款県支出金について質疑を許します。

問（13） では、15 款 3 項 6 目教育費委託金のこのラーケーション推進事業委託金、これどこに充てられているのか、教えていただきたいのと、県支出金はその一点です。

答（学校経営 主幹） このお金は、校務支援員の報酬に充てられております。

問（13） 多分、後ろの 10 款のどこだと思うんですけど、どこに当たるのかよく分からないですし、いわゆる人件費のみっていうことですかね。何款、何項、どこの款項目、できれば説明のところに教えていただけたらと思うんですけど

答（学校経営 主幹） 213 ページの 10 款教育費、1 項教育総務費の 3 目教育指導費の教育指導授業の中の報償費のところに当たります。（後述訂正あり）

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、15 款の質疑を打ち切ります。

16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 16 款 1 項 1 目の財産貸付収入についてお伺いしたいんですけど、不動産貸付収入で高浜豊田病院駐車場貸付収入、こちらにつきまして、いわゆる患者さんだけなのか、どういった駐車場の目的で収入として入っているのか、教えていただけますか。この内容について、まずお聞かせください。

答（健康推進） 予算書 83 ページの駐車場貸付収入につきましては、こちら高浜豊田病院の土地につきまして、医療法人豊田会からの貸付収入となります。

内容としましては、病院の事業用地と職員の駐車場の部分となっております。

問（13） やっぱり何で職員の駐車場の貸付けが一度ここに入っているかよく分からないので、理由を併せてお願いいたします。

答（健康推進） 病院職員の駐車場について、市が確保することについての御質問だと思いますが、医療法人豊田会とは地域医療の拡充や市民の皆さんの保健福祉の増進を目的に、お互いに協力しながら、病院の運営を継続していただいております。

その中でも病院職員の駐車場の確保につきましては、可能な限り、御協力をさせていただいておるといのが実態になります。

問（13） これ多分入って、いわゆる地主さんに渡してる部分だと思うんですね。いわゆる一度入って一度出るといふことでの理解でいいのかっていうところで、そうなると、いわゆる市の土地ではなくて民間の土地を市が借りてあげて、そこを病院の職員の人駐車場にしてるもんだから、豊田会さんから一旦市のほうにいわゆる駐車料金が入って、それを地主さんに渡すっていうことになると思うんですけど、これって何かちょっと事務上で何か問題はないんですかね。どうなんでしょうか。

答（健康推進） 内容につきましては今おっしゃられたとおりで、市内というか、地権者の方から市がお借りをさせていただいた部分と、それに市の所有している土地の分を豊田会のほうにお支払いさせていただいてる部分ですが、こちらの内容について特に問題はないと考えております。

答（学校経営 主幹） 先ほど倉田委員さんから御質問いただきました、ラーケーション推進事業のお金がどこに充てられるかということですが、先ほど答えたものを訂正をさせていただきます。

215 ページの 10 款 1 項教育総務費、3 児童生徒健全育成事業の中にある報償金のスクールサポーター謝礼、ここに充てられます。

問（13） 多分これ県からは、ラーケーションの推進事業…

委員長 倉田委員、もう 15 款、締め切られているんです。

問（13） 今のちょっと答弁の訂正があったんで。駄目ですか。

委員長 そこは答弁のみですね。

意（13） はい。分かりました。また後でします。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、16 款の質疑を打ち切ります。

17 款 寄附金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、17 款の質疑を打ち切ります。

#### 18 款 繰入金

委員長 質疑を許します。

問（13） 先ほどから何度も申し上げてますけど、財政調整基金の繰入金が今回初めてこれ 10 億円を超えるってことになってるんですけど、なぜこのような予算編成になっちゃったのかなっていうところで、どのように分析をされているのか。先ほどいろいろ枠配分予算とかいろいろおっしゃってましたけど、いろいろ何か減額してるとか言ったんですけど、結果的に 10 億になってる。

これ市長就任後、約半年間、どのようなことを行ってきたんでしょうか。令和 8 年ですからもう市長の責任のあるところになると思うんですけど、市長いかがですか。

答（市長） 先ほど総務部長がお話したとおりと、自分も一般質問で答えたとおりでございます。

問（13） どの部分なのかよく分からないので、もう一度お答えいただけますか。

答（市長） 今まで答弁したとおりでございます。

問（13） いや、一般質問と、あと、今、総務部長がおっしゃったとおりって言われたんですけど、総務部長のおっしゃったとおりのとおりがどの部分なのかちょっと分からないので、それを教えていただきたいんですけど、教えていただけないってことなんですか。

答（副市長） 今、市長、申しましたけども、いわゆる私どもこの令和 8 年度予算につきましては、今までも繰り返し答弁しております。いわゆる予定をした税収がそこに伸びがないということで、先ほど来何度も言ってますよね、人件費の高騰、それから物価の高騰、それから人件費の伸びというようなことで、そういった要素が重なったものですから、そ

の中でなるべく今までやってきた従来のサービスを取らずに何とか優先をしたいということでこういう結果になっておると。で、そこを踏まえて、行財政改革に、次年度を踏まえて取り組んでいくというふうにお答えをしております。

問（13） 行財政改革は今後のことになるので、この半年間で結局令和8年度の予算をどうにかしなきゃいけなかったわけですので、そのあたりで市長が何を行われてきたのかっていうことをお聞きしたいんですけど、その部分がよく分からないので教えてください。

答（副市長） 中身を細かく申し上げませんが、中の業務の中でやはりそれぞれ部局においては、先ほども言ったように、枠予算にする、枠配分にするってそういう厳しさっていうのも分かってますので、多分部長さんたち、リーダーさんたち、ここに見える方、皆さん理解をさせていただいてやっておるんですから、そういったことをこの半年間、この予算を編成するのに臨んできたというそういうことでございます。

問（13） 最初に、どういうふうに今回の予算つくってきたのかっていうところをお聞きしたもんですから、結果的に10億も財調崩すんですけど。

市長がこの間、市長、副市長が最後、優先的にこれをやっていきますっていうのを決めたと思うんですけど、逆に言えば、これはもう申し訳ないけど、断腸の思いでカットするものも出てきてると思うんですよね。そういうことはなかったってことなんでしょうか。

答（副市長） 当然、例えば優先っていうのはいろんな視点や見方もございますけども、必ず中身を聞いて、当然上がってきたもの全てを、誰でもそうですよ、維持をしていく、市民サービスを低下させないと言ったらやりたいですよ。だけど、懐事情の中で何を選択していくかということで、例えばこの修繕はもう一年待とうというふうに決断をしてくるので、そこはきちんと御理解をいただきたいと思います。

問（13） だから、修繕は1年待とうっていうふうに御理解いただきたいって言われるんだけど、じゃあ何の修繕かも分からないんですよね、推進プランが出てないもんだから、何がどういうふうに変ったのかっていうのが分かんないんで、その辺どうやったら分かるようにしていただけるのかなと思う…

委員長 倉田委員に申し上げます。

歳出の関係に入ってます。もし、その歳出でどこをカットするのかっていうのがあるのであれば、歳出のほうで、ここの修繕はこれぐらい多いからここはカットしたほうがいい

んじゃないですかとか、そういった具体的な質疑をしていただけると委員長としては助かるんですけども、

とりあえず、ここの繰入金に対しての質疑をお願いいたします。

問（13） いや、私は、やはり繰入金 10 億って、私はあり得ないと思ったんですよ、ぱっと見て。なので、市長がこの間どういうことをされてきたのかな、いやいやこういう努力しました、何かすごく説得してもらえるものがあるんだったら、もう 10 億しようがないかなと思うけど、そういうものがないから聞いてるだけです。

もう答えがないなら結構です。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、18 款の質疑を打ち切ります。

#### 19 款 繰越金

委員長 質疑を許します。

問（13） 前年度繰越金、これ 3 億円入っております。3 億円なんですけど、今ずっとこの令和 7 年度 3 月のこの補正予算とかでも、結構、執行残についてはマイナス補正が出ているとなると、結局この 3 億円というのが、今現在本当にこれが 3 億になるのかなっていうのが私今不安になってるんですけど、多分当時はもう 3 億って上げるしかなかったのかなと思うんですけど、そのあたりの考え方とか教えていただけたらと思います。

答（財務） 前年度繰越金の考え方ですが、例年どおりの 3 億円を計上しております。前年度繰越金、実質、形式収支額っていうのが直近 5 年を見ても、約 4 億から 9 億という幅が大きい額になりますので、例年どおりの 3 億円を計上させていただいております。

問（13） 今の感じ、現在、どうでしょうか。3 億円入りそうですか。どうでしょうか。

答（財務） まだ、4、5 月の出納整理期間でもまだ金額が動きますので、この時点ではまだどれぐらい入るかの算出はしておりません。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、19 款の質疑を打ち切ります。

20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問（1） それでは、予算書の 88、89 ページ、20 款 4 項 2 目 8 節、学校給食費なんですけれども、小学校給食費として 2,236 万 9,000 円計上されております。小学校の給食費って、後ほど出てくると思うんですが、無償化というか、保護者負担ゼロというふうにされると思うんですが、この 2,200 万っていうのはどこから入ってくるお金なのかっていうことをお聞かせてください。

答（学校経営） 小学校の給食費でございますが、こちらの収入に計上させていただいているのは、教職員とか幼稚園の職員に対して徴収する収入となっております。

問（13） 88 ページの 20 款 4 項 2 目の雑入です。7 の保健センター収入についてお伺いいたします。

インフルエンザの予防接種が上がってるっていうことと、あと新型コロナ予防接種、こちらについては、来年度もここ歳入で上がってるんですけど、これ今、接種率何%ぐらいで、それに実績に基づいたこれ計上ってことになるんでしょうか。御説明をお願いしたいと思います。

答（健康推進） 89 ページのインフルエンザ予防接種の増につきましてですが、こちらは来年度の予防接種から自己負担金を 500 円引き上げる予定で積算をしておりますので、その分が上がったものとなります。

続いて、その下のコロナにつきましてですが、今年度は 3 月までが接種期間となりますので今年度の実績は分かりませんが、令和 6 年度の主要成果の数字でいきますと、17%という形になっております。

問（13） インフルエンザの予防接種が 500 円自己負担が増えるってことなんですけど、これ近隣市と比べてどうなのかっていうことと、あと、今、新型コロナの予防接種が 17% っていうのは、これ特に 60 歳以上とかではなくて、全市民に対しての 17% っていう理解でよろしかったでしょうか。

答（健康推進） インフルエンザの予防接種の自己負担金につきましては、近隣でいきますと、知立市さんのほうも引上げをされるということは伺っております。なるべく医師会の管轄内で同じような金額にできるような形で考えておりました。

次に、新型コロナの接種率、令和 6 年度 17% ですが、こちらは高齢者に限った 65 歳以上の接種率となります。

問（13） ページ変わって、90 ページの節が 11 の雑入のどこなんですけど、これ 91 ページの一番下から 2 番目のところ見ていただくと、チョイソコたかはまの乗車券販売収入が 1,000 円上がってて、次のページに行くと共通チケットとかが上がってるんですよ。で、共通チケットは共通チケットで多分これまでの実績に基づいた形だと思うんですけど、この乗車券販売というのはいわゆる現金で払う人の分になるんですかね。そうすると、1,000 円だけなのかなどうなのかなって、そのあたりがよく分からないので御説明、お願いできますか。

答（経済環境） 御質問いただきました、チョイソコたかはまの乗車券の販売収入でございますが、これ紙の 200 円のチケットを、窓口で、現金ではなくて券で持ちたいという方に個別に販売をしておるものの収入でございます、共通チケットとは別のものでございます。

基本的には、そういう取扱い、広くどなたでもあんまり宣伝してやっておるわけではないもんですから粹取り程度の 1,000 円ということになっています。

問（13） 共通チケット買えない人は、多分その 200 円でチケット買ってしか乗れないのかなと思うんですけど、それでもこれ 1,000 円になるんですよ。私、逆に金額が少なくて、あれこれだけなのかなってよく分からなかったんですけど。そういうことでしょうか。

答（経済環境） 共通チケットを対象外の方は 1 乗車 200 円で、基本、現金払いで乗車をしていただくのが原則になりますけれども、そういった方々だったり、事業者が例えば販促用で購入したいというような場合も中にはあるかもしれませんが、そういったときに金

券を販売するという事です。

問(13) これそうなると1,000円しか上がってないもんだから、あれそういう人も1,000円、そんないわゆる200円だと5枚だけになっちゃうもんですから、それぐらいしか実績がないっていうことでしょうかね、これ1,000円っていうのは。ちょっとよく分からなかったんですけど。

答(経済環境) その程度の実績ということでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、20款の質疑を打ち切ります。

21款 市債

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、21款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時25分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

<歳出>

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

問（13） 議会の予算を決めるときに枠配分幾らですってという話、全くちょっとそういう話が出てこなかったんですけど、結果的にこれ議会の枠配分幾らって言われてて、達成率ってというのはどのようになっているのか、教えていただけますか。

答（財務） 枠配分の話ですので、財務グループから答弁させていただきます。

枠予算額としては、1億711万8,000円。これはあくまでも経常経費一般財源分のみを枠配分として議会グループにお伝えをさせていただきました、最終的に予算計上額が1億746万円。枠配分からの超過額としては34万2,000円。超過率としては0.3%ということでした。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（5） それでは3点伺います。

主要・新規事業のナンバー2、DX推進事業（生成AI使用料）についてですが、昨年度予算に比べて増額になっている理由と、あと、ソフト自体は同じものを使われるのかについてお聞かせください。

2つ目に、同じく新規・主要新規事業のナンバー3、防災活動事業（全国瞬時警報システム更新費）についてですが、この工事期間中の対応、例えばこの1週間とか10日間以上、長期間使えないような状況になってしまわないのかについてのこの対応についてお聞かせください。

3点目に当初予算書の128、129ページの2款4項1目愛知県議会議員一般選挙の中の印刷製本費と通信運搬費の中に、この入場券の印刷代と郵送代が含まれていると思います。これについて、前回の令和7年7月の参議院選挙のときと比較して、費用がどれだけ変動しているのか、お聞かせください。

答（防災防犯） 防災活動事業、主要・新規3の全国瞬時システム更新費についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、Jアラートという受信機の更新になります。主要・新規事業では、契約を第1四半期にし、第2四半期から第3四半期にかけて着工という形になっておりますが、これにつきましては、全国の自治体が一斉に受信機を購入する形になりますので、納期がいつになるかというのが、実は不明な点になります。そのため、工期自体は延ばして複数ありますが、実際に契約をして受信機が来た場合については、1日で交換作業ができ、通信テストも行いますので、議員、心配された長期の間、使えないということはありません。

答（DX推進） 生成AI使用料について御質問いただきました。

まず、増額につきましては、主要・新規のほうにもどういったことをやるかっていうのを書かさせてもらいましたけれども、高浜市の独自データを組み込む機能を活用を予定しておりますので、生成AIの利用料が増えるということを想定して、今回増額計上させていただくということになります。

ソフトというかサービスというか、それは同じものを想定しているかという点につきましては、同じサービスを想定しております。

答（総務部） 予算書128ページ、129ページ、選挙費の愛知県議会議員一般選挙の入場券、これの印刷代と郵送代が令和7年7月の参議院選と比較してどうかということなんです。まず入場券の宛名、印字、圧着の部分でございます。これが令和7年7月の参議院選のときは40万9,200円ございました。今回、県議選のこの分については、予算として36万6,300円を見込んでおります。ですので、比較しますとマイナス2万3,980円でございます。

続いて、入場券の郵送代でございます。7年7月の参院選のときは、トータルで190万3,500円ございました。これが今回、県議選での見込んでる金額としましては、310万

2,500円ということで117万1,500円の増でございます。この増の理由といたしましては、7年7月の参院選ときには、まだ前の標準化になる前のシステムでございましたので、入場券のほうも2人以上の世帯のところは2人で1枚というふうに、そういうような入場券でございましたが、今年の衆議院選から1人1枚のはがきのタイプに変わりました。そのために、郵送料が増額になったということでございます。

問（1） それでは、主要・新規事業等の概要のナンバー1、地域内分権推進事業（青色回転灯装備車両購入費補助金）についてお聞きします。

いわゆる青パトの買い換えに伴って上がってることだと思います。今使っている青パトについては市のものを貸与という形で使用してると思うんですが、今回は、それぞれのまち協さんに買ってもらって、その費用に対して補助金を出すという形になっておりますが、今までどおり市で購入という形にはできなかったのかということと、総額1,200、1台当たり250万ですよね。これ先ほどからある重点支援交付金を使ってということなんですが、これ250万が限度だったのかどうなのかということをお聞かせください。

答（総合政策） 主要・新規事業1の青色回転灯装備車両購入費補助金についてでございますが、確かに現在使っている青パトは無償貸与の車ですが、今回補助ということで、今までどおり市で購入してということも考えたんですが、今回、国のほうから示されております事務連絡通知の中で、市で購入というものは対象経費にはならない。ただ、防犯対策の強化のために地域が取り組む、そういった防犯パトとかの購入費用についての助成については、対象とするというようなことがありましたので、今回臨時交付金を活用するという中でこういった補助制度でいくというような結論に至りました。

また、250万円という上限でございますが、それは交付金等々の中で決まってるものではなくて、地域ともお話をする中で、こういった車がいいんじゃないかというようなところを目星をつけて、見積りを取りまして、そこから今回は色はいいかなというようなところで、必要最低限の金額のところをはじき出したときに、250万というような金額が妥当かなということで、上限設定としたところでございます。

問（1） 見積り取ってということですが、もらえる分はもらってもいいのかなというふうにはちょっと思ったりもします。

あと、今回、それぞれまち協さんが購入ということになると思うんですが、車の登録と

いう面で南部まち協さんというのはNPO取っておられるので、まち協という名義で登録もできると思いますが、ほかのまち協さんっていうのはどうやって登録されるっていうか、登録ができるのかどうなのかっていうことと、あと、自動車保険等の費用はまち協さん負担ということでよいのか、お聞かせください。

答（総合政策） 購入につきましては、法人格がないというところになりますので、やはり会長名義の購入というような形になってまいります。また、保険等々につきましては、地域内分権推進事業交付金の中で従来より青パトの保険の費用を見ておりますので、同様の形で手当をしていきたいと考えております。

問（2） それでは、7点ほど分けて聞かせていただきたいと思います。

それでは、まず101ページ、2款1項3目です。市民活動支援費の町内会集会所等建設費補助金について、こちらどちらになるかということで内容についてお聞かせください。

それと2点目ですが、103ページ、青色回転灯装備車両購入費補助金についてであります。先ほどのように250万、各まち協、限度額としていますが、この青色回転灯を含めた付帯設備、これを含めての補助額なのか、それともまた現行車両の青色回転灯や音響設備をそのまま引き継ぐことができるのか、そのあたりも財政削減の観点からお願いをしたいと思います。

それと3点目ですが、8目、107ページになります。広報広聴活動費でこの委託料であります。広報配布委託料が増額となっております。それで新たに広報・チラシ等梱包業務委託料、広報紙差替え業務委託料と業務が新たに新設されて計上されております。これが新たに計上されたものなのか、この広報配布委託料から細分化されたのか、そのあたりを含めて、委託料についてお願いいたします。

答（総合政策 主幹） 私のほうからは、101ページ、市民活動運営事業の町内会集会所等建設費補助金の内容ということでお伺いを受けております。

こちらにつきましては、青木町さんと稗田町さんの町内会館の空調工事と照明器具の工事の修繕が必要ということで御要望を受けまして、補助金を交付させていただくということで歳出計上しております。

答（総合政策） 予算書103ページの青色回転灯装備車両購入費補助金ですが、こちらにつきましては、全て込み込みという形で、できれば青パトの部分とかアンプの部分、そう

いったようなところは現行車両から積み替えれるといいなというところは少し考えているところがございます。

続きまして、107 ページ、広報広聴事業の委託料のところでございます。広報チラシ等梱包業務委託料、こちらにつきましては、令和 6 年度まで計上しておりまして、令和 6 年度まではシルバー人材センターさんに、回覧物とか広報の梱包を頼んでおりましたが、これ職員でも対応しようというようなことで令和 7 年度やっておるんですが、実はかなり大変でございまして、やっぱり戻そうという形で再度計上という形になっております。

また、広報紙差替え業務委託料なんですけども、こちらにつきましては令和 7 年度途中まで、こちら市内のコンビニとか公共施設に広報を設置をしております、それを職員が全部回って設置して古いものと差し替えていたんですが、こちら職員が周るより結構見積りを取ったら安価でしたので、委託に切り替えようということで、これは既に令和 7 年度途中から切り替えておりますが、当初予算としては令和 8 年度から新規で今このように計上させていただいているというところがございます。

問（２） 109 ページの財産管理費、庁舎管理事業において、これ燃料費が 120 万ほど計上されておりますが、こちらについての詳細をお聞かせください。

それと 113 ページ、企画費の企画・調査研究事業の地域活性化起業人派遣負担金についてもこの事業内容についてお願いいたします。

続いて、同じく 113 ページですが、こちら企画費、D X 推進事業における生成 A I の使用料、先ほど R A G（ラグ）機能を付帯するということで増額になったというふうに理由のほうを説明いただきましたが、この R A G 機能であります、管理方法、運営方法と言いますか、ある一定の基準を設けて一括でデータを読み込ませていくのか、あるいは職員もしくは各担当グループの裁量で自由に読み込ませていくものなのか、そのあたりを教えてください。

それから最後、123 ページ、21 目行財政改革推進費、これ全てが市民会議の予算ではないかなと思いますが、委員構成ですね。専門性が高い委員とするのか、あくまでも市民の代表、特に団体の代表の意見をお聞きするのか。そのあたりについて考えると、後者のほうかなと考えますが、そのあたりお願いいたします。

答（総務部） まず、予算書 109 ページの庁舎管理事業の燃料費、約 120 万円の増額の理

由ということでございますが、こちらについては本庁舎におけます非常用自家発電機用のA重油、これを3,950リットルを交換するものでございまして、その廃油の処分、タンク内の清掃も含んで、この119万3,500円を要するものでございます。これについては、一応20年間のリースの中で1回は交換をしたほうがよろしいということで、推奨は6年ごとがいいということなんですけど、一応10年に1回ということで、ちょうどこれで10年、令和8年12月で10年になりますので、今回交換することによって、もし何か災害等が起きたときに、この非常用発電機が正常に動くようにするためのものでございます。

答（総合政策） 予算書113ページ、企画・調査研究事業、地域活性化起業人派遣負担金590万円でございますが、こちらにつきましましては、企業の社員を一定期間受け入れて、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上につなげていくという制度である地域活性化起業人制度という制度になりまして、こちら株式会社ABCクッキングスタジオというところから打診がございまして、内部で調整をした結果、ふるさと納税の返礼品の開発だとか食育に関する業務、そういったところでその企業さんの知見やノウハウをいただきながら、活性化に向けて進めていきたいというようなところで予算計上しております。ちなみに、この派遣に伴うこの590万円ですが、全額を特別交付税措置というような形で賄われていきます。

答（DX推進） 予算書115ページの生成AI使用料について御質問いただきました。

生成AIのRAGについてということで、こちら対象業務の選定を庁内で行った後に、そのデータの管理についてDX推進グループのほうで管理するというようなことを想定しております。

答（総合政策） 予算書123ページ、行財政改革推進事業、こちらにつきましまして、市民会議のメンバー構成というようなところがございますが、産学金労言というようなところを意識しまして、それに見合う団体、有識者として5名程度、プラス学識経験者ということで1名、さらに公募市民1名の7名を予定をしているというところがございます。

問（10） 予算書121ページ、主要・新規のナンバー3、先ほどもございましたけども、これ5年以上たつて劣化をしているというようなお話なんですけども、おおむね今後もそれぐらいのサイクルで替えていかなきゃいけないものなのかどうかということと、それから、これ全国的に替えていかれる自治体が多いっていうか、全部多分替えられると思うん

ですけど、新たなこういう機能がつくよとかというようなものがあるのかなのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います

答（防災防犯） Jアラートにつきましては、今回更新するのが3機種目になります。最初が平成23年3月、東日本大震災のときです。そのときに導入し、平成30年に更新を1回しております。で、その間が7年のスパン、今回が令和8年度の予算で替えさせていただきますので8年のスパン。おおむね、国としては5年という形なんですけど、先ほど言ったように、この機種というのが全国一斉に新たに更新する形になりますので、時期としましては大体8年程度かなというふうに認識をしております。

また、新たにやれることとしましては、昨今、異常気象などによって防災災害情報が地域単位で情報発信とかがされるようになってきましたが、第3世代の機種につきましては、そのところが強化されるという機能を有しているという形になります。

問（10） それでは、続いて、主要・新規の4、防災活動事業（防災倉庫購入費）についてですけども、確かに避難所運営において新たなそういう備品というんですか、そういったものが多くなってきて蓄えておかなければいけない、備えておかなければいけないものが増えてきたということは分かるんですけども、結局、これだけのものを入れるからってということありきでないと倉庫の設置に意味がないと思うんですよね。そこら辺のところってというのは、きちんと比例して進めておるのかどうなのかというのがちょっと見えてこないもんですから、そのところと、それから、前から何度も言ったのかもしれないですけど、例えば、軽油ですとかプロパンのボンベだとかあいつたものは、結局、今現状、例えば町内会さんとかなんかが持ってる防災鍋なんかあっても、ボンベがなくて火がつかないっていう状態じゃないですか。そういったものっていうのは、備蓄しておくっていうのは素人では難しいのかもしれませんが、例えばそういう業者さんとか何かと提携をしてやってるとかっていうようなこと、そういうのがあるのか。あるいはそういう、こういう造りの倉庫をつくれればそのまま備蓄できますよということがあるのであれば、そういうのも考えていくべきだとは思いますが、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

答（防災防犯） まず、今回倉庫のほうを増築させていただくのは、やはり基幹避難所となります小中学校に、委員言われるように、使うべきものを整備するという形で各小学校

3 基ずつをめどに配備を計画的に行っております。

2 点目につきましては、プロパンとかガソリンの関係なんですが、これにつきましては消防法の関係だとかでありますので、ガソリンについては、保管については厳しい制約がございます。プロパンにつきましては、災害協定におきまして、協会と協定を結んでおりますので、いざ必要となったときには災害協定に基づき、連絡等をして対応していただく形になると考えられます。

問 (14) それでは、6 点ほどお願いいたします。

まず、101 ページ、訴訟等業務委託料 200 万円ですけれども、去年は当初予算 300 万円で今回は 200 万円となって減額されておりますけれども、その内容をお答えください。

それから、同じく 101 ページ、町内会活動事業費補助金の件ですけれども、去年は 2,735 万円、今年が 2,729 万 8,000 円で、今年のごみの立ち番だとかそういったのは変わっておりますので、その部分がいろいろ変わってると思いますけれども、その内容をお答えください。

それから、103 ページ、青色回転灯、先ほどからいろいろと皆さん質問しておみえになりますけれども、私もこの青色回転灯はかなり成果は上がってると思いますけれども、実際に、その実情、どういう現況で、どういう内容で、結果、全部各まち協に青パトがいるのかと、そういった問題もきちっと考えられたのかどうか。そういったこともお答えいただきたいと思います。

それから、105 ページ、職員提案賞賜金 2,000 円の内容ですけれども、去年は当初予算 6,000 円でしたけれども、非常に僕、職員提案の謝礼としては非常に少ないと。せっかく、職員にいろいろな募集や何かを受けるだったら、やっぱりモチベーションを上げるためにもやっぱりもっと、私が職員だった時は、もっと何人か応募して、結構、昇給させてもらったりなんかいろんな恩恵を受けさせてもらいましたけれども、今の状態からいくと、いま僕は活性化しとらんじゃないかというふうに思いますので、その辺のところの考え方。

それから、ページ 111、不動産鑑定手数料 43 万 9,000 円。これの内容と場所、それをどういう理由でというのをお答えください。

それから、111 ページ、土地・建物借上料 231 万 8,000 円。これの場所と目的。去年は

218万1,000円で今年のほうが20万ほど増えてるわけですがけれども、その辺の理由をお答えください。

答（総務部） まず、予算書の101ページ、文書管理事業の訴訟等業務委託料200万円の理由でございますが、当初予算編成時の12月時点で3件の訴訟が継続している状態で、そのうち2件に減少を見込んだと。今、3件ですけど、それが2件に減るんじゃないかというような減少を見込んだこと。また、令和7年の執行状況を見ますと、大体200万円ぐらいで収まることを踏まえたものでございまして、積算根拠といたしましては、その2件の終結を見込んで、100万円かける2件の200万円と見込んだものでございます。

答（総合政策 主幹） 私からは101ページ、2款1項3目の町内会活動事業費補助金の減額理由というところでお伝えさせていただきます。

町内会の補助金につきましては、町内会活動事業費補助金交付要綱に基づきまして、加入世帯割もしくは面積割もしくは均等割という形で試算をさせていただいております。

金額が下がった理由につきましては、町内会の加入世帯数が昨年度に比べて244世帯、そのときの基準日ですけども、10月1日が基準日になってるんですが、10月1日のところで244世帯減少しているというところから減額をしております。

なお、ごみの立ち番のところで補助金ということが少しお話があったんですけど、こちらについては、もともこの町内会活動補助金からは支出しておりません。

答（総合政策） 予算書103ページ、青色回転灯装備車両購入費補助金の部分でございます。現状の分析で全部の地区で要るのかというようなところでございますが、青色パトではないかもしれないけれども、以前、翼地区で非常に自動車盗が多いとかいうときがありました。そのときは赤色のパトランプを持ち回りでやろうって言ったときに、実際にやったら翼が減った分、ほかの地区が増えたっていうことがありまして、やっぱり手を抜くとやっぱその地域のほうに犯罪のほうも移っていくというようなことが、警察としゃべったときもありました。なので、一部の地域を除いてもいいんじゃないかということではなくて、高浜市全体として、そういった犯罪を抑制していこうということで、各まちづくり協議会で一体となってやっていくほうが高浜市としていいのかなというところなんです。

答（秘書人事） 105ページ、職員提案賞賜金の関係なんですけれども、実績に基づき予算は計上させていただいたんですが、やはり職員提案、職員のモチベーションを上げるも

のでございます。

内容といたしまして、職員一人だけではなく、グループとかみんなで考えたものも提案していいなどと、やり方を変えながら、モチベーション上げることを進めていきたいと考えております。

答（財務） 予算書 111 ページの、まず、不動産鑑定手数料についてですが、この 43 万 9,000 円のうち 22 万円ほどは、前年、これまでの実績に基づいて 5 件分を計上しております。残りの 22 万円については、今後、普通財産を売却していくに当たり、鑑定をするため用として 22 万円を計上しております。

続きまして、土地・建物借上料につきましては、こちらは旧大山会館の敷地と職員駐車場 2 か所の借上料になります。

問（7） まず、主要・新規事業等の概要の 4 ページ、市民活動支援費、青パトについて聞きます。現在、市内のまちづくり協議会において使用されている青色回転灯装備車両について、車両の台数と使用年数をお聞かせください。

また、令和 7 年度における故障及び修繕の回数についても併せてお聞かせください。

あと、青色回転灯装備車両による防犯パトロールについて、各まちづくり協議会の巡回頻度と参加人数をお聞かせください。

答（総合政策） 主要・新規事業ナンバー 1、青色回転灯装備車両購入費補助金に関する御質問ですが、各まちづくり協議会で青色回転灯装備車両は 1 台ずつ配備をされております。

使用年数については、南部まち協のものが令和 8 年 3 月時点で 19 年、吉浜まちづくり協議会に配備されているものも同様 19 年、翼まち協に配備されているものは 17 年 10 か月、高取まち協は 17 年 6 か月、高浜まち協は 16 年 11 か月というような形の使用年数となっております。

また、令和 7 年度における故障及び修理の回数でございますが、令和 7 年度につきましては、吉浜まち協の回転灯車両がエアコンが 1 回壊れたりとか、エンジンが 2 回壊れたりというようなことがございます。南部まち協につきましては、スライドドアが 1 度故障をしたというようなことが令和 7 年度では発生をしております。

巡回頻度でございますが、南部まち協につきましては週 4 回、1 回当たり 3 人乗車とい

うことで、欠席される方もいますが、全員参加されたと仮定すると延べで 624 人というような形になります。吉浜まち協は週 3 回の 1 回当たり 3 人乗車、こちらも休んでる方もいますが、1 年間全部フルで乗ったと仮定すると 468 人が延べ人数ということになります。翼まち協につきましては週 3 回、1 回当たり 3 人の乗車、こちらも全員参加したとすると延べ 468 人が参加ということになります。高取まちづくり協議会につきましては、週 3 回、1 回当たり 2 人の乗車ということで、こちらにつきましては延べ 312 人が全員乗ったとすると参加人数という形になります。高浜まちづくり協議会につきましては、週 3 回実施で 1 回当たり 3 人の乗車。こちらも全員休むことなく乗ったと仮定すると延べ 468 人が参加人数という形になります。

問（7） 次に、予算書 109 ページ、2 款 1 項 8 目広報広聴活動費の L I N E 公式アカウント情報配信システム利用料について、令和 7 年度と比較すると 33 万円減額となっていますが、その理由についてお聞かせください。

あと、予算書 115 ページ、2 款 1 項 14 目電算管理費の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料については、令和 7 年度が 3 億 5,698 万 5,000 円に対して令和 8 年度 1 億 4,850 万と大きく減額されています。この減額の理由について、令和 7 年度に標準化・共通化に係る中心的な作業が完了することによるものなのか、また、8 年度に予定している委託内容は具体的にどのようなものなのか、お聞かせください。

最後に、予算書 119 ページ、2 款 1 項 16 目防犯対策費について、令和 7 年度の予算書には夜間防犯パトロール委託料 194 万 5,000 円が計上されていましたが、令和 8 年度の予算書では当該項目が計上されていません。この理由が青色回転灯装備車両の購入に伴うものなのか、事業の見直しというか、別の事業に入っているのかをお聞かせください。あわせて、夜間防犯パトロールは令和 8 年度以降どのような形で実施していく予定なのか、お聞かせください。

答（総合政策） 私のほうからは、予算書 109 ページ、2 款 1 項 8 目広報広聴活動費の L I N E 公式アカウント情報配信システムの利用料、こちらが 33 万円減額、その理由でございしますが、こちらにつきましては運用サポートということで、令和 7 年度までは 30 万円という形で予算を計上しておりましたが、よっぽど職員で対応できるというようなことで、そのサポート料の部分を削減をしたということに伴うものでございます。

答（D X 推進） 予算書 115 ページの自治体情報システム標準化・共通化業務委託料について、御質問いただきました。

委員からお話がありましたとおり、令和 7 年度に中心的な作業が完了したため、令和 8 年度は前年度と比較して減額にて計上させていただいたということになります。

令和 8 年度に今予定している内容はということでございますが、主に滞納管理システムですとか団体内統合宛名システムの標準化が主な委託内容として考えております。

答（防災防犯） 防犯活動推進事業の夜間防犯パトロールの委託料につきましては、令和 8 年度当初予算におきまして枠配分予算が導入されたことによりまして、事業の見直しを行い、令和 8 年度につきましてはこの委託については廃止をしたものでございます。

令和 8 年以降どのように実施していくかということですが、委託の事業は廃止しますが、警察との連携を密に取っていきたいと考えております。

問（12） 2 つ事業をお伺いします。

まず、107 ページ、2 款 1 項 8 目広報広聴事業に関して、広報配布委託料が計上されていますが、この委託料、従来どおり、町内会の理事宅まで広報誌を配送するためのものと理解してよいのかどうか。また、各家庭の配布方法の見直しについては、今後の検討課題との認識でよいのか伺います。

あと、新規事業のナンバー 2 の D X 推進事業に関して、生成 A I の使用料が計上されております。今回、R A G 機能を活用し、高浜市専用の生成 A I 環境を構築することが書かれておりますが、2 点、庁内のどのような文書やデータを対象に環境構築を図るのか。そして、個人情報や行政情報の取扱いについてはどのようなルールを設けて運用するのか、以上 2 点伺います。

答（総合政策） 予算書 107 ページ、広報広聴事業の広報配布委託料でございますが、こちらにつきましては、委員言われるように、令和 8 年度につきましては、これまでどおり町内会を経由した形での広報配布というようなことを想定をしております。

また、見直しの部分でございますが、実際、今回当初予算編成に当たりまして、民間に切り替えて全世帯配布にするというような検討はいたしました。ただ、ここでやはりかなりの金額がかかるというところがございましたので、そのまま民間委託に切り替える、ほかの方法もある程度、必要な方だけに絞った形にやってもいいんじゃないかと、

いろいろな方法を検討をして、できればなるべく早いうちに配布方法については見直してまいりたいというようなところで考えております。

答（DX推進） 主要・新規ナンバー2の生成AI使用料について御質問いただきました。

まず、対象業務はどのように考えてるかというところですが、実施スケジュールにもちよっと簡単に書かさせてもらったんですけど、最初に対象業務の選定ということで、どんな業務で使えるかっていうようなことを各所属のほうから提案してもらおうというように想定しております。

2点目の、個人情報とか行政情報の取扱いについてどう考えているのかというようなところですが、やはり特に個人情報等につきましては、生成AIのガイドラインを設けておりますので、それに基づいて適正に管理するように努めてまいります。

問（13） 2款につきまして、いわゆる先ほど質問したやめた事業、夜間の防犯パトロールはやめたってことなんですけど、ほかにもやめた事業があるのか。

それから、大幅にカットした事業について教えていただきたいのと、それから、この部分での推進プランスケジュールに本来載ってくるべきものがあるのかどうかについて、まずお聞かせください。

委員長 答弁をお願いします。

2款でやめた事業。

答（総務部） やめたと言われるとちょっとあれなんですけど、例えば、行政グループで申し上げますと、予算書101ページ、文書管理事業の中で、昨年度は、例えば自治体ホーム検索情報サービス使用料というのが110万円ほど計上しておりました。ただ、見直す中でこれを廃止しまして、代わりに、ここでいうところの判例集使用料、自治体実務解説サービス使用料、合わせて49万円ほどに減額をしておるというようなところがございます。

また、予算書の127ページから129ページのところですが、選挙管理委員会費の中で、県外出張は全て凍結をしております。それと、予算書134ページ、135ページ、公平委員会費、こちらについても県外出張は全て凍結をしております。

答（秘書人事） 107ページ、職員の研修事業の研修旅費、いろんな様々な研修があるんですけども、来年度は自治大とリーダー塾という職員に長期間行っていただく研修を見直しで一旦休止させていただきまして、その分の旅費を削減させていただきました。

答（総合政策） 予算書の101ページの地域内分権推進事業でございますが、こちらにおいて公共下水道への接続工事費というものを、本来、計上しようと考えておりましたが、翼ふれあいプラザと吉浜ふれあいプラザでございますが、こちらの接続工事を先送りしたというところがございます。

また、やめたわけではないですが、予算書113ページ、みんなでまちづくり事業の市民予算枠事業交付金、こちらにつきまして、実際にまちづくり協議会サミットという場に財務グループの方に来ていただいて財政状況をお話いただく中で、みんなで力を合わせて1割カットしようというようなところで、実際430万円ぐらい予算を削減したというようなところがございます。

答（税務） 2款ですので、税務グループ関連の予算がございます。123ページ、市税賦課事業の印刷製本費ですが、今年度は229万4,000円、前年度の当初予算では380万3,000円となっております、150万円ほどの減額をしております。

その一例としましては、償却資産の申告書の手引き、これを今まで紙媒体でつくっておるんですが、それをいわゆる2次元コードで読み取りまして、ホームページへアクセスするようになってことで、その紙媒体の印刷を廃止する予定ということと、あと、システムの標準化に伴いまして、固定資産税の納税通知書が今までですと専用のその印刷の帳票で印刷しておりましたが、その標準化に伴いまして、汎用紙で印刷する形になりますので、その分の削減もいたしました。

委員長 倉田委員に申し上げます。

プランの関係は、例えば庁舎管理事業、庁舎の関係のプランはどうなっているのかとか、具体的に示して質疑をしていただけますでしょうか。

問（13） だから、プランスケジュールが示されないものですか、令和8年度の。よくこれ分からないんですね。これ分かりますか、委員長、パッと。

私、分からないからそれをやっぱり今回示されていない以上、ここでしか聞けないから聞いているわけなんですけど。聞けないんですか。

委員長 総務部長、答えられますか。

答（総務部） 2款だけではなくてほかの款でも、例えば、今回、港小学校ですとか中学校の屋内運動場の空調、太陽光、これら今回、総括の第4日目の日に追加で出させていた

いただきました。そのときには、主要・新規事業の概要、この中でスケジュールを示させていただいておりますので、基本、主要・新規事業のところのスケジュールを御覧いただければというふうに思っております。

問（13） いや、毎年それだけではなくて、きちんとプランスケジュール出てきているものですから、それが無いから私はどの事業になるんですかっていうふうに聞いたら、いや、それは款ごとに聞いてくださいって委員長が言われたんで、今、款ごとに聞いてるんですよ。じゃあ、ないってということですね、2款は。

委員長 プランスケジュールはあるんですか。

答（総務部） プランスケジュールはございませんが、主要・新規事業の概要のスケジュールのところでお聞きいただければというふうに思っております。

問（13） 本来、プランスケジュールに載せるものだけど、この主要・新規以外にはもうないってことでよろしかったんですかね、理解としては。そういう理解ですか。今までこの3月補正の、さっきおっしゃった分もそうだし、今回の予算の分もそうだし、それ以外にはないって理解でよろしかったでしょうか。

答（総務部） 全てかどうか一回見てみないと分からないんですけど、ある程度その予算が発生する、例えば修繕ですとか、主要・新規事業の概要を御覧いただきますと、例えば目次を御覧いただきますと、この中で老人憩の家等管理運営事業、そのぐらいですか。あとは先ほど言いました第4日目の3つの事業、そこの主要・新規事業の概要、このあたりが予算を計上する上でのプランスケジュールには該当してくるだろうというふうに考えております。

問（13） 私はこれ以上にあると思ってますけどね。それだけっていうならそれだけですね。

では、2款1項1目の総務管理費の人事管理事業の特別職のところについてお伺いします。

特別職と一般職給ということで一緒になってるのでよく分からないんですけど、先日の一般質問において、市長、副市長それから教育長のいわゆる報酬、月額報酬、それから手当、それから任期満了時の退職手当に当たるものの金額をいただいたんですけど、結局、今この予算上で上がってるのは、いわゆる市長、副市長の報酬がここに含まれてると思う

んですけど、8年は年間を通じて満額受け取るという予定で全部ここに含まれてるっていう考えでよろしいですか。

答（秘書人事） 満額、全額が含まれている。ここにあるのは市長と副市長の分が含まれております。

問（13） では、3目が変わります。100ページです。

市民活動運営事業の町内会運営支援システムの使用料についてお伺いします。これ前、何度も何町内会がシステム導入しましたとか、いろいろあるんですけど、結局、例えばうちの八幡町でもシステム導入してますって言っても、町内会員までは下りてないんですよ。何町内会が、どこの町内会が会員まで下りていて、何%の人がこれを利用されてるのか、教えていただけますか。

答（総合政策 主幹） 町内会運営システムの内容、今使っているところがどういうかっていうところですけども、まず今導入されているのが9町内会ございます。委員おっしゃる、会員まで下りている町内会がどれぐらいあるかというところですけども、把握しているのが4町内会になります。呉竹、稗田、芳川、論地というところであります。

どれぐらいの方が使ってるかっていうと、割合でいくと3%程度という形になります。

問（13） 今、3%って言ったのは、全部の町内会員に対して3%っていう意味ですかね。それでいいのかっていう確認と、あと、引き続き、次ページ102ページ、同じく3目の委託料。南部、翼、高浜、吉浜、高取、それぞれこれふれあいプラザの委託料が入ってます。これここに委託をするっていうことは、私は適正かどうかという点、その視点でお聞きするんですけど、いわゆるこのふれあいプラザを各まち協が管理人として設置して、その方が管理をしていると思うんですけど、なかなかちょっとこの中、大丈夫かなという点で、適正にこれ源泉徴収とか税制の手続とかもされて、きちんと委託をしているっていう、確認されてるのかっていうことと、あと、これふれあいプラザこれ委託になると、これ利用許可ってこれ誰が出して、どのような流れでやってるのかっていうことを併せてお願いします。

答（総合政策 主幹） まず、町内会運営システムのところで、全体かどうかということですけど、全体の割合として3%ということになります。

続きまして、各ふれあいプラザの委託の部分でこちらがどうかというところ、まず、利

用申請、利用許可の部分につきましては、南部ふれあいプラザにつきましては指定管理になっておりますのであれですけれども、それ以外のふれあいプラザにつきましては、市のほうで利用許可をさせていただいております。

あと、ふれあいプラザの管理の部分で源泉等をちゃんとしてるかどうかというところになりますけれども、そちらにつきましては、こちらからそういったところの声、しっかり伝えていこうと思っておりますので、現状はちょっとしっかりできているかというところが把握がし切れてないところもありますけれども、しっかりそういうことができるというところで伝えていこうかというふうに思っております。

問（13） 再度、確認なのですが、さっき全体で3%っていうのは全市民ではなくてその町内会員、全町内会員 45.2%ですかね、今。その中の3%ということよろしいですか。再度、確認なんですけど。

それから、今のふれあいプラザの話なんですけど、その利用許可を、確かに委託だから市が出すに決まってるんですけど、例えば、申請が出て、それを利用許可をもらうためには、紙であればここまで持ってこなきゃいけないわけですし、結局どういうふうに行っているのかよく分からないんですけど、そうなった場合とかでも、そのいわゆるそういう運んだりとかそういうお金とかについてもこの委託料とかに入ってるんですか。どういう流れで行っているのかよく分からないんですけど。また、そういうのは逆に市のほうが回って行って、そういう申請書とか受け取っているのか、どういう形でこの委託料の中にそういうのが入っているのか、入っていないのかもよく分からないので教えていただきたいのと、あと、先ほど言ってるように、南部はNPO法人格を持っているんですよ。ほかのところは法人格もないし、多分これ地縁団体登録もされてないのかなと思いますと、各まち協での管理責任っていうのは、やっぱり市になるんですかね。そうなってくると、やっぱり委託先として適正かどうかっていうのを非常によく吟味しなきゃいけないんですけど、そのあたりの御意見はいかがでしょう。

答（総合政策） 先ほどの3%という数字につきましては、町内会の加入世帯数の中における利用者の数ということで3%という形になっております。

また、委託料の中にそういった許可の申請書を運んだりとかいうような費用が入っているかどうかというところですが、明確にそういった費用が入っているわけではございません

ん。その許可申請の部分、少し曖昧なところもありますが、しっかりとそこら辺はしていきたいと考えております。

また、地縁団体も取ってはおりません。

源泉の部分につきましては、高取ふれあいプラザにつきましては雇用が 10 人を超えたところがあったので、そこら辺、税務署ともお話をしながら源泉の事務をしていこうというようなお話もしたいというようなところはございます。

このまちづくり協議会が、ふれあいプラザの管理者として適正かというようなところがございますが、そもそもふれあいプラザ自体がこういったまちづくり協議会のまちづくりの拠点施設という形で建設をされているという経緯もございます。そういったところから、まちづくり協議会さんが地域の中で市民の皆様と一緒にやりながら管理をしているという姿、そういうのを高浜市としては思い描いてきた部分もございますので、適正であると考えておりますが、常にその適正かどうかというところはしっかり検証してまいりたいと考えております。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 30 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

問 (13) では、102 ページの、先ほどからお話に出ている青色回転灯装備車両の購入費の補助金についてお聞きします。

これが全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとなっております。これが事業計画するに至った経緯を見ますと、物価高騰の影響を受けた地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安心・安全な地域の構築に係る費用の負担軽減を図る事業への活用が示されたということで、多分そういうメニューで多分この物価高騰の支援金をこういうメニューで使ったと思うんですけど、ただ、市民に対して物価高騰のやつだと、皆さんやっぱりクーポンが配られるんじゃないかとか、何か商品券が配られるんじゃないかとか、クオカードが配られるんじゃないかとか、全国的にあの有名になったおこめ券が

配られるんじゃないかとか、そういうのを多分、物価高騰に直接、市民が今苦しんでるものだから、そういうものに対して使ってくれるんじゃないかっていう思いがあると思うんですよね。それが今回この青色回転灯のいわゆる車両の購入費に当たってるってことなので、これ市民に理解していただくように私どうやって説明したらいいか、これだけだとよく分かりませんので、ちょっと市民に分かるように説明いただきたいなというのと、あと、先ほど福岡議員が、週に何回それぞれのまち協が使ってるのっていう話をすると、最低でもこれ3台あれば回るかなと思うんですよね。そういう意味でも、やはりその1台ずつ設置するっていうことは私はどうかなって今でも思ってるので、そのあたりはどのような検討がされて、それでこういう結果に至ったのか、教えていただきたいと思います。

答（総合政策） 主要・新規事業のナンバー1青色回転灯装備車両購入費補助金でございますが、こちら分かりづらくて大変申し訳ございません。委員言われるように、実際、国の事務取扱いの中で、こういったような表現で、地域の防犯力強化のためにこういった取組にもぜひ活用してくださいというような方針が示されました。

青色回転灯につきましては、これまでも大分年数がたってる中で非常に故障が増えてきて、実際に乗っている人たちも、いつ壊れるか分からないものに乗ってるっていうのは非常に安全性の面からもよろしくはないなというようなところがございました。ただ、財政厳しい折、なかなか更新というものが難しいというような状況もありました。

そういった中で、こういった重点支援交付金の活用というものが可能というようなことが示されましたので、今回、この交付金を活用して更新をしていくための補助というような形で実際組んだというようなところでございます。

台数のところでございますが、実際、委員3台でいいんじゃないかなというようなお話もいただいておりますが、それぞれ各まちづくり協議会それぞれで自分たちの地域の部分をしっかりと回るといような形で、3台になると自分たちの地域の部分も大分はみ出して回るといような形になりますので、ひよっとすると、まち協サミットか何かでそういったような話し合いでできるのかもしれませんが、今現在では地域ごとで自分たちの小学校区ごとの安心・安全を守ろうということで、自分たちの地域は自分たちで守るとい形で進めておりますので、それぞれの地域のやり方でそれぞれやっていくと。これからも現時点ではそうやっていきたいといような形で、それぞれ5台分ということで予算を計上

しているというところがございます。

問（13） 今の説明だと、市民の方が、物価高騰の交付金で青パトかって、今の説明だと何か納得できると到底思えないと思うんですけど。

あともう一つなんですけど、結局、今回は、先ほどからほかの議員が言ってるように、市の持ち物ではなくてまち協の持ち物になるんですよね。そうすると、保険もまち協が入って、結局まち協の代表者になるんですか、これは、その時々、保険の契約者というのが。とてもじゃないけど、私、自分がそんなまち協の代表者で保険契約して、まち協の車で何かあったときに全部責任取らなきゃいけないっていうのは、ちょっと恐ろしいなと思うんですけど。これ各まち協の代表者の方、みんな納得、そこまでされてるんですか。どうなんですか。

答（総合政策） 今回、この制度につきましては、本来は市で購入して配備できるとよかったですけども、その重点支援交付金の制度上、それがかなわないというようなことがございましたので、このような形を取らせていただいております。

また、今回のこの購入につきましては、各まち協の事務局長、理事長、会長が集まるまち協サミットの中で御相談を投げかけさせてもらって御了解をいただいて予算を計上したというようなところで経緯がございます。言われるように、何かあったときに全部会長に責任を押しつけるのか、そんなことは全くする気はございません。そこはしっかり市としてもフォローしていきたいと考えております。

問（13） いや、フォローすると言っても、結局契約者の方がその方になるわけだから、やっぱり相手方としてはその人が契約相手になると、保険の契約相手になれば、やり取りをすることにもなるもんですから、ですから、私が聞きたいのは、それについてもそういったことがあったとしても、ちゃんとまち協の、これ誰が契約するんですか、代表者ですか、事務局長ですか、会長なんですか、それぞれまち協ごとに名前違うと思うんですけど、その方については…

委員長 その会長がするという答弁がありましたよ。

問（13） 会長ですか。じゃあ会長はもう全員の了解を得ているってことですね、それについては。よろしかったですかね。そこまでちゃんと説明して了解を得てますかっていうところを聞きたいです。そうじゃなかったら、これ買っても意味がなくなっちゃいますので、

そこまでちゃんと了解を得ているかどうか確認したいと思います。

答（総合政策） そういったつもりで我々説明をしてきておりますが、そこは再度改めて、そういったような御質問をいただきましたので、しっかりと念押しをしてまいりたいと思っております。

問（13） なかなかちょっと納得できないんですけど。

ページ変わります。106 ページです。8 目の広報広聴活動費についてお伺いします。

今回、広報・チラシ等梱包業務委託料と広報誌差替え業務委託料、こちらの委託先はどちらになるのでしょうか。前と一緒にシルバーさんになるかどうかというところで、逆に言えば、こういう作業こそ就労移行とかそういうところに委託するっていうのも一案だと思うんですけど、これ委託先はどちらになるのかっていうのが 1 点目です。

それから、2 点目として、民間に切り替えて全ての世帯に届くってということが、市長も前おっしゃってたんですけど、広報のやり方を変えたい、どういうふうに変えたいのかというのがよく分からなかったんですけど、先ほど柴口議員の答弁でいくと、早いうちっていうふうに言われたんですけど、これいつから実際に実施するのかっていうことをお聞きしたいのと、あと、先ほどから言ってるように、10 月 1 日現在、町内会加入率これ 45.2% になって、結局市民の半分以上の世帯にこれ広報届かないと、市長の施政方針のたかま一心とはならず、市民を分断しているように私は見えます。

特に、さっきから言っている防災、それから環境といった重要な情報が届かないと思ってるんですけど、その点については来年度も同じようにするってことなので、どのようにお考えなのかっていうところと、あと、現時点の町内会加入率についても併せてお聞かせください。

答（総合政策） 予算書 107 ページ、広報広聴事業の広報・チラシ等梱包業務委託料と広報誌差替え業務委託料の委託先でございますが、現在予定しているのはシルバー人材センターというような形で予定をしております。

また、広報の配布方法の見直しでございますが、市長の所信表明でもございました。いつからというのがしっかり明言できるといいのですが、準備、いろいろ条件整い次第、なるべく早い時期にというような形でしか現時点ではちょっと言えませんが、なるべく早い時期というような形で予定しております。

実際、広報、アンケート取ったりしても、もうデジタルで見てるからいいよという方も多数いらっしゃいます。実際、いろんなアパートとかでは全世帯にポスティングしたけどもすぐ捨てられてしまっているという状況もあるというようなこともいろんな方からお聞きをしております。そういったときに、広報1冊作るのにもお金がかかっております。そういったものがすぐに捨てられてしまうようではいけないので、紙で必要とされる方には確実に紙で届くようなそんなような仕組みを早急に整えていく、そんなことをすぐ考えていきたいと考えております。

現時点での町内会の世帯数ですが、都度、数字を出しているということがございませんので、現時点でお答えできるのが令和7年10月1日時点での45.2%というような数字になっておりますが、実際、退会の書類とか見ておきますと、それより少し下がっているというのが現状かなというような感覚でございます。

問(13) 今、捨てられてしまうという話があったんですけど、多分それ一部の方だと思うんですね。やはり町内会加入者のみに広報誌が届くということは、私はやはり税金の使い方としても不公平ではないかというふうに感じております。

そういった税金の使い方、問題であると思うんですけど、これ町内会に入っていない人に対して、いつものようにコンビニでっていう話だけなんですかね。コンビニでっていうんだったらもうみんなコンビニでいいんじゃないかっていうふうになってきちゃうんですけど、そのあたり同じような弁明なのかどうなのかっていうのと、あと今回、広報誌差替え業務委託っていうのが、先ほどコンビニとか、それから公共施設の差替えってことだったんですけど、これ公共施設であればいわゆるメール便みたいな形で差し替えていただけないんですかね。そのあたりいかがなんでしょうか。

答(総合政策) 広報の配布でございますが、言われるように、いつものとおりとなってしまうんですが、コンビニや公共施設で必要な方については手に取れるようなところとなっております。また、近年ではデジタル化、LINEでも配信をしておりますので、そっちでも見ていただくことができていると。そういったような、見る手段を多様化しているというところがございますので、御理解いただけたらと思います。

あと、広報の差替えでございますが、公共施設についてはメール便でできるんじゃないかというところがございますが、一度、広報発行されてすぐそういったようなところ

ろで届けるということが必要になってまいります。一応、そこら辺は検討させてもらいたいと思います。

問(13) 11目が変わります。108ページの庁舎管理事業で燃料費の話が先ほど出ました。これが非常用の自家発電の廃油処理を市が行うということになるのかなと思うんですけど、これレンタルなのにそれを市がやることの理由について、まずお聞かせいただきたいと思います。この庁舎、いわゆる借りてる建物ですので、その部分について契約上そういうふうになってるのかどうかちょっとよく分かりませんので教えてください。

それから、ページ変わって、110ページの企画費のみんなでまちづくり事業の委託料なんですけど、またこれ地域日本語教育推進業務委託料、それから多文化共生コミュニティセンター運営業務委託料、それから多文化情報発信委託料、これ多分同じトレイディングケアさんに随契で委託されるのかなと思うんですけど、これなぜ一本化にならないのかっていうところと、あともう一つとしては、この日本語教育推進業務委託料、これ日本語教育っていうのは、いわゆる日本語を外国から来た人が分からないもんだからお教えするっていうところだと思うんですけど、これに関してはもう随契ではできないと思うんですけど、随契理由についてお聞かせください。

答(総務部) 先ほどの庁舎管理事業の重油の件ですが、ちょっと今資料を持ち合わせていないんですが、大和リースとの協定の中でそういったものの交換、光熱費も市では今支払っておりますが、このリースの中でもそういったこの重油の交換等は市のほうが行うというふうな取決めになっているというふうに思っております。

答(総合政策 主幹) まず、111ページ、みんなでまちづくり事業の日本語教育、もしくは多文化コミュニティセンターの委託料、この委託料の一本化というところになります。こちらにつきましては、日本語教育につきましては、県の補助金を頂いているものとなっております、日本語の教室だとか子供たちの子育てサロンみたいなそういったところで補助金を頂いている別の一つの仕様として委託を出しているものとなっております。

また、多文化共生のコミュニティセンターの委託につきましては、一元化相談窓口ということで、これは国から補助金を頂きまして窓口の運営をしていくというところになります。

委員おっしゃるように、一本化ができるかどうかというところにつきましては、おっ

しゃられるように、今回 트레이ディングケアさんのほうにまた委託をさせていただこうと思っておりますけども、内容として一本化できるかどうかというところにつきましては少し検討していけることもあるかもしれませんが、今、お伝えさせていただいたように、補助金の関係で日本語は日本語、センターの窓口業務は窓口業務という形で現状は業務を分けているというところで御理解いただけたらと思っております。

あと、日本語教育等の随契理由につきましてですが、トレーディングケアさんとは令和の初めの頃から一緒にいろんな取組をさせていただきながら、包括協定を結んで今多文化共生事業に取り組んでおります。連携協定を締結していたトレーディングケアさんとずっと一者随契をしているという状況で、実際、随契理由といたしましても、地方自治法の施行令の167条の2第1項の第2号というところで規定に基づいて相手方と選定しておりますが、先ほどからもお伝えさせていただいてるように、多文化共生事業自体を遂行していくに当たりまして、連携協定を結んでいるというところも大きくありまして、本当に多文化共生事業について、本市の多文化共生事業についてたくさん寄与していただいているところもございますので、今後もこの随契理由を基に続けていけたらと思っておりますので、御理解をお願いします。

問(13) これ今、多分この3つ、委託でされるってことなんですけど、この委託料を積算するに当たって、見積もりはどのように取ったのか、2社以上取っているのかどうか、どのような積算方法されたのか、御説明ください。

それから、112ページのまず市民予算枠事業、交付金の市民予算枠事業についてお伺いします。先ほど1割カットで430万円カットってあったんですけど、これだけ財政が厳しいのに、なぜこれ吉岡市政の延長で市民予算枠設けてるのかなっていうのが不思議なんですけど、そのあたりのお考えをお聞かせください。

それから、これ市民予算枠、これどのような考えに基づき金額を設定されて、例えば枠とかが幾らあるとかそういうのがあるんでしょうか。

それから、予算枠事業で行うっていうこととして、これ先ほど1割カットって言われたんですけど、前年の繰越しとか、それから基金のことについて私ずっとこの間ずっと言ってきたんですけど、そのあたりはどのようにしてたんでしょうか。そういうのを無視してただ単に1割カットしただけってことですか。ちょっとこれよく分からないので御説明

いただきたいと思います。

答（総合政策 主幹） 私からは、多文化共生のコミュニティセンターとかの見積もりの部分、こちらは2社から取ったのかっていうお話です。こちらにつきましては、県の補助金の単価等を確認をさせていただいて、現状は 트레이ディングケアさん1社から見積もりを取らせていただいて予算計上しているというところでございます。

答（総合政策） 予算書113ページ、市民予算枠事業交付金でございしますが、こちらにつきましては、確かに前市長の頃から始まった制度で、実際始まって20年余たちます。こちらにつきましては、いい制度も制度疲労が起こってくるということもございしますので、今後見直しをしていこうというような形で現在考えております。また、市民予算枠というようなところで枠とついておりますが、以前は個人市民税の5%の範囲内でやっていこうというような形でこのような名称、枠というのがございましたが、今そういった5%というものはなくて、予算の範囲内という形に変更しておりますので、前年度の金額をベースに、そこから圧縮できるものを圧縮していこうというような現在は考え方でおります。

また、繰越金等々につきましては、これまでも何度かお話をいただいております。決算委員会でも、特に一部地域が多かったところがございますので、そちらのところにつきましては決算委員会の議事録も実際見てもらいながら、こういったような話が出ておりますということもお示しをして、なるべくそこら辺を使ってほしいというようなお話は、実際、会議の中でさせていただいたところでございます。

問（13） 会議をしましたはいいいんですけど、しましたって言って、それでこれだけ減りましたとか、これだけここについてはちゃんと繰越しを全部入れた上で予算計上してますとかそういう説明ならいいんですけど、会議で言いましただけだったら、はっきり言って意味ないかなと思うので、そのあたりどうなってるのかなっていうのがよく分からないんですけど、今のお話だけだと。

それから、個人市民税の5%で予算の範囲内とするってことなんですけど、そうなるってと、今はもう上限もなく、何かどんどんどんその市民予算枠事業が広がってちゃってるのかなと思うんですが…

委員長 倉田委員に申し上げます。

今、答弁で、予算の範囲内という答弁がありました。そこを確認してもらって質疑をし

ていただいてよろしいでしょうか。

問（13） だから、その予算が問題ですよっていう話をしてるんですけど。

結局、その5%予算の範囲内っていうのは私も以前聞いたことがあるんですけど、それはもう今は関係なく、予算枠っていう名前だけが残ってるだけであって、特にそういう上限もないってことですね。

委員長 そうですね、先ほどそうやって答弁ございましたよ。

問（13） 非常に残念です。

続きまして、その下の企画・調査研究事業の、先ほどから出てる地域活性化起業人派遣負担金590万円。これ非常に、590万円ということで、ABCクッキングに派遣をする返礼品の開発や食に関することっていうことなんですけど、これは1名の派遣で、どのような費用対効果を求めているのか、どのような目的でされてるのかっていうことを明確にさせていただきたいのと、派遣っていうことであれば、これはこのABCクッキングに対する派遣先にこの590万全て払うのかなと思うんですけど、これ、日にちとか日程とかどういう状況なんでしょうか。どこの職員が行くんでしょうか。どういう状況なのか詳しく教えていただきたいと思います。

それから、その下の公共施設の総合管理計画推進事業の高浜市公共施設マネジメント推進委員会の委員の謝礼ということで、やはりこのマネジメント推進委員会もやるってことなんですよね。先日の質問で、副市長が今回の行財政改革のほうと同時進行でやるっていう話だったんですけど、そうなってくると、公共施設については2つ、外部の有識者とかが入った委員会が立ち上がってる状況なんですけど、これどちらが優先されるんですかね、これは。どういう形になるのか。それから、これ委員さんは来年度は新しく変わるんですか、どういう形になるんでしょうか、教えてください。

答（総合政策） まず、113ページの市民予算枠事業のところですが、どれぐらいの繰越金とか基金を崩したのかというところでございますが、吉浜地区のまちづくり協議会につきましては、来年度20周年を迎えるという中で、その費用は全額を予算枠で請求するのではなく、自分たちの積立金を使って実施しますというような形で、200万近く、それは自分たちの費用でやりますというような話をいただいております。また、翼地区でも20万ほど取り崩して対応していくとか、高浜地区でも10万円余を取り崩すとか、そういっ

たような編成の内容を聞いてございます。

続きまして、予算書 113 ページの地域活性化起業人派遣負担金でございますが、こちらにつきましては、40 代の女性の方を 1 名派遣していただくというような形で、市のほうに来ていただくというような形になってございます。その派遣先であります A B C クッキングに 590 万円を負担金としてお支払いをするというような形になっております。こちらにつきましては、やはりふるさと納税のところで大分苦戦をしておりますので、少しでもそういった知見を頂きながら、食べ物も出しておりますので、そういったところでより…

委員長 総合政策グループリーダー、重複してるので、答弁。簡潔にお願いします。

答（総合政策） ふるさと納税を増やしたいために来ていただきます。

答（財務） 高浜市公共施設マネジメント推進委員会の件でございますが、こちらはまた公共施設総合管理計画の改訂に向けて委員会を開催するものでございまして、委員の任期については来年度も今年度と同様、任期 2 年となっておりますので、同じメンバーとなります。

問（13） 答弁漏れがありますので、ぜひ副市長にお答えいただきたいのと、あと、この A B C クッキングに派遣するっていう、派遣っていうのは来てもらうことっていうことで今の説明で分かったんですけど、それもふるさと納税を増やすっていうのは分かったんですけど、これ具体的な目標についてお聞かせいただきたいと思います。その目標を達成できなければ、これ非常にもったいない話ですので、具体的な目標について併せてお聞かせいただきたいと思います。

それから、118 ページの、先ほどからの防災関係なんですけど、夜間の防犯パトロール、これなくしたっていうことで、これ近隣市の状況どうなんですかね。私、近隣市では私はまだやってるんじゃないかというふうに認識してるんですけど、そのあたりはどうなのかというところと、あと、16 目の犯罪被害者支援事業、これ新たな条例に基づく予算措置だと思うんですけど、これを見ると、いわゆる犯罪被害者等の支援金のみしか載ってなくて、いわゆる何かこれに対する広報活動とかほかの条例に基づく目標達成のものがよく分からないので、併せて教えていただけたらと思います。

委員長 答弁については、重複する部分があれば、簡潔明瞭で答えていただければ結構です。

答（副市長） 御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

マネジメント推進委員会というのは、本当に公共施設の専門的な知見を持った方、いわゆる建築家だとか、大学の教授、そういった方がメンバーになっておりますので、市全体、それから全国的な事例もいろんなところを専門的な資料も持ち出し、そういったことにも関わって見える方を専門の委員としてお願いをしておりますので、そういったところから、私どもが進めていく、そういったいわゆる公共施設管理計画について御意見を頂戴するという委員会。そして、私が並行してっていう言い方をしましたけど、行革のほうの市民会議っていうのは、いわゆる市民目線のいわゆるそれぞれのジャンルの方、公募も含めて、そういったところから公共施設、この間も話をしましたけど、公共施設単体でものを考えるわけじゃないんですね。やっぱり事業があって、公共施設がある。いわゆるそういった関連を踏まえて、市民の立場から御意見を頂くというようなことを考えておりますので、決してどちらが優先だとかそういう話じゃなくて、両者の御意見を踏まえながら行革を進めていくし、公共施設の推進計画っていうのは単年やそこらで変わるものじゃないですから、長期的なビジョンもあるし、いろいろ経済情勢も変わった中で、そういったことを踏まえて判断をしていただく有識者の委員会というふうに思っております。

答（総合政策） 地域活性化起業人派遣負担金に係る目標でございますが、予算に掲げるふるさと納税の1億円の実現が目標でございます。

答（防災防犯） まず、夜間防犯パトロールにつきましては、近隣自治体、詳細の資料を持ってませんが、やっている自治体もあります、やめて変更、パトロールをやめている自治体も確認はしておりますが、すいません、どこの市がやっておるといのは、詳細なものは持ってありません。

2点目の犯罪被害者支援について、支援金という形で上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては愛知県のほうから犯罪被害者支援のパンフレットとデジタルデータを頂いておりますので、消耗品費の中でパンフレットを印刷して窓口に置くなり、ホームページのほう、4月1日、条例が可決成立後、ホームページのほうを作成して、警察、それから愛知県の県民安全課、それから民間団体等のホームページへリンクできるような形で周知をしていきたいと考えております。

問（13） 今、1億円っていうふるさと納税の目標金額をおっしゃったんですけど、この

1億円っていうのはあくまでも1億円のいわゆる、私がよくいつも言う手数料とか返礼品とかそういうものを引いた上での1億円ではなくて、とりあえず入ってくるだけの1億円っていう、それだけのちょっとそこの確認と、あと、今の副市長の答弁で、私また余計分からなかったんですけど、その行革のほうですか、市民目線でって言われたんですけど、市民は1人だけで、あと有識者とか知見のある人って言われたんですけど、その方たちもみんな市民の方から選ぶということなんですかね。ちょっとそこがよく分からなかったので教えてください。

答（副市長） 先ほど言った市民会議のほうは、市内のいわゆる各団体ですね、産業界だとか、経済界だとか、そういったところからお願いをしたいというふうに考えております。

答（総合政策） 1億円ですが、純利益的などこじゃなくて、単純に入ってくる部分の金額の1億円ということでございます。

問（13） 引き続き、120ページの防災対策費のJアラートについてお聞きしたいんですけど、このJアラートっていうのは、多分もう前から計画されてるものであるんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、今回のこの方針っていうのは、先ほどから御答弁にあるように、全国的に更新っていうか、次期の受信機に移行するよっていうことであるんですけど、そうなってくると、多分やらないよっていう自治体はないのかなと思うんですけど、先ほどから市長が防犯の何か公約の一つみたいなこともおっしゃってるものですか、これもともとあった計画じゃないのかなって思うのと、やらない自治体はないっていう認識でいいのか、教えてください。

答（防災防犯） Jアラートにつきましては、導入当初は地方自治体だけでしたが、それ以降、関連団体、防災に関連する団体にも広がりましたが、今、委員言われるように、法的な義務化はございませんが、当然この前ありました緊急地震速報もそうですし、大津波警報、Jアラートを通じて来ますので、やらない自治体はないのではないかと。で、実際今回この通知につきましては、令和7年度のとくに、消防庁のほうから新しい機器の更新をという形で、通知ではなく依頼という形で来ておりますので、それに基づいて令和8年度予算で計上させていただいた経緯となります。

問（13） 同じく、防災対策費の防災倉庫等建設費補助金、これはどちらに対する補助なのかっていうのを、こめんなさい、これ補助金なんで、この主要・新規と一緒にですか、こ

れ。違うものなのか。

答（防災防犯） 主要・新規のほうは物品になりますので、それとは異なりまして、今、補助金のことですと、こちらにつきましては、向山町町内会のほうから防災倉庫の改築、改造という形で申請がありましたので、補助要綱に基づいて予算計上させていただいております。

問（13） ページ変わって、122 ページの行財政改革推進費、先ほどからちょっと話に出てくるんですけど、この報償金のところが委員の謝礼とアドバイザー謝礼ってあるんですけど、これどういう、それぞれ。私は、委員の謝礼しか出てこないかなと思ったんですけど、アドバイザー謝礼って何なのかなってよく分からないので御説明お願いいたします。

委員長 倉田委員、質疑はそれだけでよろしいですか。もしあれば、もう1問か2問。

問（13） すごいページが飛ぶんですけど、130、131 ページまで飛びます。

ここにチョイソコたかはまの運行事業負担金ってあるんですけど、いわゆるこれってその選挙のときだけの、これはいわゆる来た人に対して出すってということなんですかね。これちょっと内容がよく分からないので、この負担金の内容についても併せて教えてください。とりあえずそこまで、以上です、2款については。

答（総合政策） 予算書 123 ページの行財政改革市民会議アドバイザー謝礼でございますが、こちらにつきましては学識経験者の方を委員かつアドバイザーというような位置づけに置いておりまして、謝礼プラス旅費ということで4回分の予算を組んでおります。ただ、旅費につきましては、まだ予算編成当時誰かを決めかねておりましたので、東京を想定した旅費になっております。なので、ちょっと金額が実際より多いかもしれませんが、そのような形で予定をしております。

答（総務部） 予算書 131 ページ、愛知県知事選挙における負担金のチョイソコたかはま運行事業費負担金でございますが、これはあくまで選挙のために臨時運行いたしますので、そのための負担金です。

問（13） 今、アドバイザーの方が委員兼アドバイザーということでちょっとよく分からないんですけど、で、3回ですか。そうすると、この市民会議の委員さんは、3回で計算すると、1回につき5万円ってことは、1回につき1万円プラス消費税なんですかね。1万円になるんですかね。そうすると、アドバイザーの方はそれプラスアルファ、3回だと

1回につき5万円。遠くから来ると、多分新幹線とか使うと2万円とかになるとそういう感じで、そうするとアドバイザーの方は市内の方ではない。さっき市民目線でっていうことをおっしゃったんですけど、市民目線になるのかなっていうところがあるんですけど、そういう理解でよろしいのかっていうと、あと、このチョイソコたかはまのこの負担金というのは、これどこに払う分の負担金ですかね。運行会社、どこに払う負担金なんですか。

答（総合政策） 予算書123ページの行財政改革、まず市民会議の委員謝礼でございますが、こちら内訳としましては5,800円かける7名かける4回というのが内訳になってございます。アドバイザーにつきましては、どなたがというようなことがなかったので、謝礼2万5,000円。こちら大学教授程度の謝礼ということで予算方針の中の金額でございますが、プラス旅費、東京を想定して2万1,920円。これが1回分で、その方1名かける4回という形で18万7,680円というような予算積算となっております。

答（総務部） 予算書131ページ、愛知県知事選挙のチョイソコたかはま運行事業費負担金、どこにお支払いするかということですが、アイシンさんのほうになります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時7分

再開 午後3時18分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（５） それでは、主要・新規事業のナンバー６、避難行動要支援者支援事業についてですけれども、改めてこの導入の経緯についてお聞かせください。

答（地域福祉） これまでも高浜市におきましては、個別避難計画の策定に向けて取組を行ってきたところをごさいます、現在 1,000 名近い方から計画のほうを御提出いただいておりますが、その中を見ますと、災害時に支援していただける方の名前がなかったりですとか、どういった避難をするのかという詳細がないケースが散見をされて、実効性の面で課題があるというふうに認識をしてございました。その中で、地域のほうからお話をさせていただく中で、本事業は大変重要な事業でございますが、関わり方、どういうふうに関わったらいいか分からないみたいな声を今年度多くいただくことがございましたので、それが契機となってこの事業を組み立てたものでございます。

問（10） それでは、引き続いて、主要・新規の６、避難行動要支援者支援事業の目的のところにな主な事業内容って３つあるんですけども、これそれぞれこの３つの内容というのは何をやられるのか教えていただきたいのと、まずそれお願いします。３つ教えてください。

答（地域福祉） 事業内容の部分の３つの点についての詳しくというふうな御質問だったかと思いますが、個別避難計画の策定につきましては、ケアマネさんなどの専門的な知見を生かしまして、誰がどのルートでどこへ逃げるかというのを精査して、最適な避難計画の作成を検討してまいりたいと考えております。

また、多職種・多機関の連携による支援体制の構築でございますが、福祉関係者ですとかまち協さんですとか民生委員さんなどが情報を共有し、役割分担を明確にすることを考えてございます。

また、最後３点目ですが、地域への普及啓発と実践的な訓練の実施につきましては、机上の空論に計画をしないために、現地での避難訓練を行ってまいりたいと考えております。また、訓練で浮き彫りになった課題につきましては、その後の計画にフィードバックし、地域全体の防災意識を高めるきっかけづくりを行ってまいりたいと考えてございます。

問（10） これ委託なんですけれども、令和５年度に障害者自立支援協議会の防災部会に協力をいただいて訓練を行った実績があると思いますが、委託をする必要性というのがあるのかということと、それから、市全体でやられるのか、どっかモデル地区でやられるの

かっていうところで言いますと、今回モデル地区においてということがうたってありますが、全体的な部分でやらなくていいのかというところがあるんですけど、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

答（地域福祉） まず1点目、障害者自立支援協議会の防災部会に関わっていただいたことがあるんじゃないかというふうなお話だったと思いますが、御指摘のとおり、以前は障害者自立支援協議会の防災部会さんに御協力いただき、訓練を行った実績がございます。

ただ、計画の充実には災害現場の実情ですとかを踏まえた専門的な知見ですとか、合意形成、地域合意の形成を進めるファシリテーション能力がやっぱり求められてくるところでございます。こうした数多くの実績を有している専門業者への委託を通じて、業者の持つ専門性を活用し、より実効性の高い取組が可能になると判断し、委託に至ったものでございます。ただ、委託と言いながら市が主体性を持ちながら行いますので、委託はあくまで専門的な知見を効果的に活用するための手段であることを申し添えます。

また、もう一点目でございますが、モデル地区として、市内全域にしないのかというふうな趣旨の御質問だったかと思いますが、本事業をまずモデル地区において丁寧に検証を行いまして、実効性のある手法を確立することを目的としてございます。避難計画は、地域特性、人間関係に大きく左右される取組でございますので、段階的な取組により実効性を担保していく必要がございます。モデル地区で得られました成果や課題につきましては、具体的な手引き等の整備を行いまして、段階的に全市に展開を図ってまいりたいと考えてございます。

問（7） まず、予算書の141ページ、主要・新規事業等の概要11ページ、ナンバー6について3点お伺いします。

現在、避難行動要支援者名簿に登録されている方の人数は何人なのか、お聞かせください。

次に、個別避難計画作成業務委託料、昨年度9万円で今年度4万5,000円が計上されているのですが、この委託により何件程度の個別避難計画の作成を想定しているのか。また本事業では、モデル地区で避難支援体制の整備や避難訓練等を実施するとされていますが、対象となる避難行動要支援者は何人程度を想定しているのか、お聞かせください。

あと、本事業はこれまで個別避難計画が御本人または御家族、近所の方などによる記入

を中心として作成されてきたものについて、ケアマネージャーなど福祉専門職が関わる形にしていく取組であるという理解でいいのかというのと、あと、避難行動要支援者への支援については福祉の視点だけではなく防災の視点からも取組も重要であると考えているのですが、防災担当部署とはどのように連携して進めていくのか、お聞かせください。

答（地域福祉） 3点、御質問をいただいたかと思えます。

まず、名簿に登録されている方の人数ですが、名簿に載せることに同意をいただいている方は現在1,094名となっております。

また、2点目の御質問です。4万5,000円の個別避難計画の作成業務委託料の件だと思いますが、この委託料につきましては障害や介護の事業所が関わられている方、利用者の方を対象にモデル的に最大で15件程度を作成が依頼できればというふうに考えてございます。また、あわせてモデル地区における避難訓練につきましては、最大でも3名程度を対象に実施の避難訓練ができればというふうに考えてございます。

また、3点目でございますが、ケアマネさんなど専門職の方が関わる形なのかという御質問だったかと思えますが、災害時に要支援者の方を支援するのは御家族並びに地域の方々やはり想定をされるところでございますので、基本的にはこれまでどおり地域における取組がベースとはなるものの、要介護度が高い方ですとか、身障手帳をお持ちの方など、地域の方だけではなかなか支援が難しいケースも当然考えられます。委員御指摘のとおり、福祉専門職の方がお持ちの知見などをお貸しいただくことで、地域全体で取り組むきっかけづくりとしてまいりたいなというふうには考えてございます。

あと、最後、あわせて3点目の関連で、防災担当部署との連携というお話いただきましたが、防災の視点、当然重要でございますので、防災担当部署の職員も一緒に支援方法の検討に加わっていただくなど意見交換や情報共有を適宜行いながら、連携して進めてまいりたいと考えてございます。

問（7） 次に、主要・新規事業等の概要の12ページ、ナンバー7の老人憩の家のことについて3点伺います。

延べ床面積が約78平方メートルの建物の解体で約1,305万円の事業費となっておりますが、その主な積算内容についてお聞かせください。

あと、本事業のスケジュールでは令和9年1月の完了予定とされていますが、建物規模

から見ると比較的短時間で解体可能な工事ではないかと思えます。工事期間をこのスケジュールとしている理由についてお聞かせください。

あと、本事業では建物を解体し、跡地活用を図るとされていますが、現時点でどのような活用を想定しているのか、お聞かせください。

答（健康推進） 3点の御質問をいただきました。

高浜中部老人憩の家の解体工事につきまして主な積算内容につきまして、こちらにつきましては、来年度入札を控えておりますので、主な内容でお伝えさせていただきます。

建物の解体工事に加え、土留め工事、樹木伐採処理、残土のすき取り、下水道の切り離しなどの直接工事費に、現場管理費、一般管理費を見込んだ金額となっております。

続いて、工事期間を1月までとしている理由につきましては、高浜中部老人憩の家の解体では、建物が急勾配の場所に建設されておりまして、解体に必要な重機の侵入に入口の一部を解体する必要があること、周囲の高木などの樹木を伐採し、土留め工事も必要となっております。また、今年度実施いたしましたアスベスト調査では、一部に含有も検出されたことも工期の長期化に影響をしております。

御可決いただきましたら、新年度の入札準備に着手をいたしまして、8月からの工事開始となるよう進めてまいりますが、困難な解体工事であることから竣工のほうは来年の1月とさせていただきます。

最後に、今後の跡地の活用につきましての御質問ですが、こちらは現時点では福祉部として跡地を活用する予定はございません。

問（7） 次に、予算書147ページ、3款1項7目の介護保険推進費について、2点伺います。

地域介護・福祉空間整備等交付金交付事業補助金は、昨年度の当初予算には計上がありませんでしたが、今回1,500万円が計上されています。どのような整備を予定しているのか、また、対象となる施設数についてお聞かせください。

最後に、介護施設等整備事業費補助金が、前年度と比較して減少している理由と、また、介護人材の確保が課題となる中で、介護人材確保・育成等事業費補助金についても前年度と比較して予算額が減少していますが、その理由についてお聞かせください。あわせて、本市として、介護人材確保・育成等事業費補助金をどのように活用し、市内の人材確保と

育成につなげていく考えか、お聞かせください。

答（介護障がい） 予算書 147 ページの、まず 1 点目の御質問の地域介護・福祉空間整備等交付金についてです。

整備としては、空調設備の更新工事でございます。施設は 1 施設でございます。

次の、介護施設等整備事業費補助金につきましては、毎年施設から出る整備内容、申し出は様々あるため、工事内容によって予算は毎年増減をいたします。今回については、1 施設から感染拡大防止のためのゾーニング、いわゆる空間の分割のための申し出が 1 件出ておりますので、この予算計上をさせていただいております。

次に、介護人材の確保の予算減少につきましても、こちらは毎年予算作成時に市内の事業所さんから研修の希望、どういったことを次年度にやりたいかっていうのを聞いてございます。今回については、その内容の頻度によって予算を毎年増減いたしますが、次年度はいつもより少ない内容の希望であったため、今回減額となっております。あわせて、こちらのほうの補助金をどのように活用して、つなげていくのかということですが、こちらの補助金については、いろんな研修を単体ではなかなか研修できない事業所にとってはすごくメリットのある事業になります。また、高浜市の地理的にも複数の事業所が集まりやすい環境であるため、これからも各事業所さんに研修の規模を聞きながら、都度、予算に反映していきたいと考えております。

問（2） 予算書 153 から 155 ページにかけてお願いいたします。

3 款 1 項 18 目の重層的支援体制整備事業費についてですが、まず、生涯現役のまちづくり支援業務委託料と生涯現役のまちづくり活動費補助金、これ 2 本立てで計上しておりますが、このすみ分けというか、それぞれで計上する理由と事業内容について教えていただきたいと思っております。

それと、生涯現役まちづくり事業の中にも委託料が含まれておりますが、この 3 つの、委託料 2 本と補助金 1 本のこのすみ分けというか、それぞれ 3 本立てで計上する理由、その辺を教えてください。

それから、まぜこぜの居場所づくり支援業務委託料、それから、まぜこぜの居場所づくり事業実施体制整備支援業務委託料、それぞれの内容についてと、また同様に補助金が 1 本同様に計上されておまして、こちらまぜこぜの居場所づくり活動費補助金のこの内

容、委託料2本と補助金1本で計上する理由とその内容についてお願いいたします。

答（共生推進） それぞれの費目の内容について御説明のほうさせていただきたいと思えます。

では、事業名で申しますと、先に重層的支援のほうから申し上げさせていただきます。重層的支援体制の中にあります、まぜこぜの居場所づくり支援業務委託料並びに生涯現役のまちづくり支援業務委託料、それぞれ5万円ずつの計上をさせていただいてるわけですが、こちらにつきましては、各実行委員会さんのほうが主体的に行われるPRイベント等を実施する際に、我々から委託をさせていただくものでございます。

あわせて、補助金につきましては、それぞれの居場所づくりの補助金が別々に組みさせていただいておりますが、こちらにつきましては、それぞれのまぜこぜの居場所ですとか健康自生地を新たにやりたい、取り組みたい、または、そういった方々からお声が上がった場合に、運営費ですとか開設費の補助をそれぞれさせていただくもので、一定額のほうを計上させていただくものでございます。

もう一点、委託料は、もう一個ありましたっけ。すみません。

問（2） 重層的支援のほうは、今、委託料1本と補助金、それぞれ項目で出てるんですけど、もう1本が155ページに生涯現役まちづくり事業の中に委託料が計上されてますよね。これが生涯現役のほうで一番下です。10万円計上されています。この3本立ての内訳という質問でした。

答（共生推進） 委員、御指摘の部分は、イベント運営等業務委託料かと思いますが、こちらにつきましては、令和8年度に健康自生地関係のPRイベントを新たに開催をすることを予定しておりますので、そのイベントに係る費用を外部イベント設備業者等に委託をするための予算でございます。

問（2） ごめんなさい、本当に2本の事業を同時に聞いてしまったんで、ちょっと答えにくい部分があったと思いますけど、結局、一番言いたいのは、それぞれ委託料が計上されてます。補助金が計上されています。同じ目的の活動をしてみえるのに委託料と補助金を切り分けた理由、意図をお聞きしたかったんです。

答（共生推進） 大変失礼いたしました。

主に、委託料の部分につきましては、実行委員会さんがそれぞれでございますので、実行

委員会さんが自主的に企画をするイベントですとか、そういった啓発、PR系のことの業務につきまして、実行委員会に対し、委託をお願いをすることを想定しております。

補助金につきましては、実行委員会とは関係なく、地域の担い手の方、市民の方が自分たちでこういった居場所をやりたいですとか、立ち上げたいっていうときに御相談いただいた際に、でしたらこういった補助金ございますよ、立ち上げ支援いたしますよという意味で、立ち上げの支援、また運営の支援のための補助金として設けているものでございます。

問（１） 予算書 152、153 ページ、3 款 1 項 18 目重層的支援体制整備事業についてさらにお聞きします。

この中の、まぜこぜの居場所づくり事業実施体制整備支援業務委託料と上がっております。まぜこぜの居場所づくりってというのは、7 年度にアンケート調査ですね、立ち上げ、運営支援といったコーディネート業務をむすびえさんに委託して進めてきています。今回、8 年度のこの委託料ってというのも、7 年度の取組を踏まえての委託だとは思いますが、具体的にはこれ 8 年度はどんな業務を委託していくのかということをお聞きください。

答（共生推進） 御質問ですが、7 年度に御指摘のとおり、むすびえさんに対して委託のほうを行ったところですが、その委託を通じて、この内容につきましては、担い手の伴走支援に加えまして、新たにこの担い手を支援する中間支援組織の立ち上げに向けた支援をお願いするものが内容となっております。

その経緯でございますが、これまで居場所の立ち上げは進んできておるものの、運営の継続性とか担い手の確保の点での課題が出てきているところでございます。この事業を引き続き、市民の機運を高めながら継続をしてまいるには、持続可能な支援体制の構築が必要であるというふうに判断をいたしました。そのために、継続的な伴走支援、立ち上げ支援を専門的に担う中間支援機能の創出が必要だというふうに考えて、この委託の計上に至った次第でございます。

問（１） 今、中間支援組織といったことをお答えいただきました。この中間支援組織ってというのは、具体的にはどういう組織なのか。中間っていうんですから何かの間なのかなとは思いますが、どんな組織なのか、また、この組織ってというのは新たに 1 から

またつくっていくのか、それとも今ある団体などを生かして組織づくりをつくっていくのかっていったあたりの考えはどのようになっているのか、お聞かせください。

答（共生推進） 中間支援組織でございますが、市民活動と行政の間に立って、活動団体の伴走支援ですとかネットワークの形成とか人材育成を行う組織のことをイメージをしてございます。市が直接、運営を指導するという形ではなく、市民主体の取組を側面から支えるというところがございます、自発的で持続可能な地域づくりに資するものというふうに考えてございます。

主な機能といたしましては、立ち上げの相談ですとか、運営の伴走支援ですとか、人材育成、団体間のネットワーク形成ですとか、情報発信等が考えられているところでございます。

担い手につきましては、市内のNPO団体さんですとか、今、現存します、まぜこぜの居場所づくり実行委員会のメンバーさんなどを候補として考えてはいるところではございますが、現時点においては未定でございます、今後、委託先の支援を受けながら検討、選定を慎重に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

問（１） 未定であるということですが、今、むすびえさんに委託されてると思うんですが、今後もむすびえさんを委託先として予定はしているのかどうか、お聞かせください。

答（共生推進） 本委託時につきましては、むすびえさんへの委託を予定しております。

むすびえさんは、全国規模で居場所の立ち上げ支援、中間支援に関する豊富な知見を持っていらっしゃるので、ノウハウを活用しながら、本市に適した中間支援機能の構築を目指すものでございます。

将来的には、地域全体で運営できる体制づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

問（１） 今回、中間支援組織を新たに立ち上げて軌道に乗せていくっていうのには、ある程度、時間がかかるかなとは思いますが、今後のスケジュールというか、ロードマップ、どのような目標を持って進めていくのかをお聞かせください。

答（共生推進） 令和８年度から、現時点では３年程度をかけた上で、中間支援組織の立ち上げから育成までを行ってまいりたいと考えております。現時点では３年後を目途に、中間支援組織が自立することを見込んでおまして、居場所の担い手支援、立ち上げ支援

といった、現在、行政やむすびえさんが実施していただいているコーディネート業務を中間支援組織に担っていただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

問（12） 主要・新規事業ナンバー6の避難行動要支援者支援事業についてですが、このモデル地区、これについて、どのような基準で選定をされるのか。

あと、避難行動要支援者を支援する体制について地域の方が担うということを考えているというお話があったんですけど、その1,094名ですか、その中でその地域の方だけではなかなかできないという方向名かおられると思うんですけど、そうした方の担い手の確保について、どのように今後考えていかれるのかということについて、お答えください。

答（地域福祉） 1点目のモデル地区の選定の基準でございますが、今回も地域のほうから、ぜひうちで取り組みたいとお声をいただきました、高浜まちづくり協議会様、高浜小学校区をモデル地区として選定をさせていただきました。お声が上がったから選定をさせていただいたというのが理由でございます。

もう一点、担い手の確保の部分、御質問いただきましたが、それこそまさに我々も大きな課題だというふうに考えております。担い手の確保をどのように進めていくかにつきましても、専門家の知見を入れながら地域の皆さんと共にどういうふうに関わっていただけるか、心理的なハードルを下げる場所も含めて、皆さんと共に役割分担を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

問（13） 民生費で、まず廃止した事業があればお聞かせください。

答（福祉部） 福祉部の関係で申し上げます。

3款1項1目の社会福祉総務費、昨年度は戦没者追悼式の事業を計上しておりました。遺族会解散に伴いまして事業を廃止をしております。

それから、3款1項3目の障害者在宅・施設介護費の障害者自立支援給付事業の一部ではありますけれど、身体障害者それから知的障害者相談員を廃止をしております。それぞれの市内の障害者団体のほうに協力をこれまで依頼をしておりましたけれど、後継者の確保といった課題もございまして、8年度からは廃止という形を取っております。

問（13） では、138ページの3款1項2目いきいき広場管理運営事業のマシンスタジオの運営事業についてお伺いします。

例年どおり、これはT S Cさんのほうに随意契約になるのかという確認と、随意契約の理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、担当として、高齢化に特化した事務っていうのが市内にあるのかどうか、そのあたりの認識についてもお聞かせいただきたいのと、あと、高齢者の利用者数の推移についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど言ったように、特化した事務が私もあるんじゃないかというところで、民業圧迫にもつながるのではないかというところで、そのあたりの市としての見解についても併せてお願いします。

答（健康推進） 予算書 139 ページのマシNSTAジオ運営委託料につきましての御質問です。

まず、随契理由のほうにつきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で、地域住民により自主的、主体的に運営されるクラブで、これまでのマシNSTAジオにおける運営実績を鑑みて、運営を委託をしております。ただ、今、御質問のありましたように、もともとマシNSTAジオ自体は市民の皆さんの体力づくりを目的に運営しておりましたが、市内に多くのスポーツジムがオープンしたことを受け、高齢者の皆様の健康づくり、認知症予防を目的とした運営にスライドもしております。

こういった過渡期にあることから、業務の担い手の変更は行っておりませんが、将来的には近隣市を参考に業者選定をしていく必要もあるんだらうと考えております。

次に、65 歳以上の利用者の推移につきましてですが、令和 6 年度では利用者の 7 割が 65 歳以上の高齢者で、今年度はまだ年度途中ではありますが、利用者の 80.8%、8 割が 65 歳以上の高齢者となっております。延べ利用者数のほうは、全体で 7%ほど減少しておりますが、65 歳以上の利用者はほぼ横ばい、男性が対前年度同時期に比べて 104%、女性が 99.7%になっております。

あと、民業圧迫の件につきまして、こちらはなぜ市が、公営で営む必要があるかというところにも直結してくるかなと思いますが、実際、近隣市におきましても公営のスポーツジムが設置されております。高齢化が進展する中で、扶助費が膨らみ続ける中、本市の総合管理計画の中でも、市民一人一人が自身の健康状態に関心を持って健康づくり活動にも積極的に参加しているまちを目指しております。

本市が営んでおりますマシンスタジオの事業を利用していただくことで、市民の方の健康増進や介護予防につながる、寄与していくことで扶助費の削減につながっていくことを期待しておりますので、継続をしております。

問（13） 2号随契と今の随契理由、全然違うんですけど、それ以上、お答えがないと思いますので、次に行きます。

140 ページのほうに移ります。先ほどからお話のある避難行動者の委託料の件についてお伺いしたいんですけど、まず、今回、これ委託3本入ってるんですよ。避難行動要支援者登録支援業務委託料、それから個別避難計画作成業務委託料、それから避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料、これどちらにまずそれぞれ委託をされるのか、教えてください。

答（地域福祉） 3つの委託料の委託先の想定ということの御質問だったかと思いますが、まず1点目、避難行動要支援者登録支援業務委託料については、こちらは市内の民生委員協議会のほうに委託をして、民生委員さんに見守りをする中で、さらにこの避難行動要支援者の名簿への登録の勧奨を行っていただくことを予定をしております。

2点目の個別避難計画作成業務委託料4万5,000円でございますが、こちら先ほど7番委員さんの御質問のお答えとも一部重複するんですが、市内の介護事業所ですとか障害者の事業所さんに御協力をいただいて、そこに通われている方々を対象に個別避難計画の作成をモデル的に行っていただくことを、今、計画をしております。

3点目、避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料につきましては、こちらは現在のところレスキューストックヤードさんを想定をしております。

問（13） 先ほど、最初の質問の答弁で、いわゆるこの避難計画が実行する面で課題があるってということだったんですけど、以前の作成業務委託はどちらに委託されてたんでしょうか。

答（地域福祉） 今回のこのサポート体制委託料につきましては、初めての計上となっております。

問（13） 個別の避難支援計画みたいなものは、たしかもう既にある程度つくられてますよね。それは別にどこにも委託せずにやったってということなんですかね。今回、委託をするということで、介護事業所のほうに委託をされるとなると、一つ一つ介護事業所の方と

契約を結ぶという、委託契約を結ぶっていう理解でいいんでしょうか。

答（地域福祉） 御協力いただける事業者さんを対象に、契約のほうを結んでまいりたいと考えております。

問（13） ちょっと今やっとなんて見えてきたんですけど、私の中で。最後の避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料、こちらについてが多分先ほどから御答弁いただいているファシリテーション能力、そういったお力をいただくということとか専門業者で専門的な知見をいただく、でも、主体は市でやりますよっていうふうに私聞こえたんですけど、そうなってくると、主体が市だとそれ委託にはならないと思うんですよね。完全にもうレスキューさんに、委託っていうのはそこで完結しなきゃいけないもんですから、レスキューさんに全部もうお任せして、レスキューさんにやっていただくっていうふうに、この委託料だと思うんだけど、今までの答弁聞いてると、あれなんか違うのかなと思うんで、その辺の御説明をいただけたらなと思ってますし、あと、今これ法律が変わって、たしかいわゆるちょっと障害のある方とかの福祉避難所に関しては、以前は多分皆さん一般的に避難される避難所に行ってから福祉避難所に行くというような流れだったと思うんですけど、そのあたりが私変わってきたんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり何か影響とかはあるんでしょうか。私もそのあたりまだ全然勉強不足なんですけど、併せて教えていただけたらと思います。

答（地域福祉） 先ほど来の答弁のところ、ちょっと分かりにくい部分があって失礼いたしました。委員おっしゃるとおり、基本的にはレスキューストックヤードさんにこの業務を委託をさせていただきますので、お願いする業務についてはレスキューさんのほうで完結をしていただく。事業全体のスキームとしては、市のほうは主体的に行いますけど、このサポート業務については、レスキューストックヤードさんに委託をさせていただくと。避難行動要支援者自体の取組は、市が主体的に行うものでありますが、この業務委託、この部分についてはレスキューさんをお願いを、レスキューさんで完結をしていただくことを考えております。

また、福祉避難所の件で御質問いただきましたが、確かに直接、その現状はおっしゃるとおり、一時避難所に行ってそこから福祉避難所に行くっていうのが基本的な流れだったかと思いますが、実際に障害をお持ちの方とか要介護、介護度が高い方が、発災があった

ときに、本当にそういった流れでうまくいくのかっていうところは当然ありますので、そういった方々を対象に一回訓練、現状の考え方で訓練をしてみて、どんな課題があるのか、最初から福祉避難所に行くべきなのかみたいなことも含めて、一回訓練をした上で課題を浮き彫りにして、最初からどこに避難をすべきなのかっていう避難経路も含めたことを地域と共に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

問（13） これスケジュール見ると、モデル地区対象者面談とかって書いてあるんですけど、やはり私は対象になる方に関しては、ちょっと言葉がいいかどうか分かんないですけど、障害が重い方、やはりすごく支援が多く必要な方を対象にすれば、逆に言えばそんなに障害が重くない方に対しても同じようにできるんですけど、そのあたりは何かお考えとかはあるのかどうかっていうところと、あわせて、同じ障害者の自立支援事業の扶助費が、今まで私も予算の立て方がどうかっていう問題をずっと提起してきたもんですから、今回どのように扶助費につきましては予算計上されているのか、併せてお聞かせください。

答（地域福祉） 対象者の選定につきましては、これから地域の方々と話して決めていきたいと思っておりますので、現状については未定ではございますが、委員のお考えも当然一理ある部分では認識をしております。ただ、最初からその要介護度が高い方、例えば障害が重い方を選定すると、地域の方がとてもこれじゃあ私たち協力できないよみたいなところの心理的ハードルを上げてしまう側面もございますので、そのあたりは地域の方々と一緒に丁寧に、どういった方をまず対象にしましょうかってことを考えるところから一緒に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

答（介護障がい） 予算書 141 ページの障害に関する扶助費の関係ですが、こちら 141 ページにございます障害福祉サービス等給付費で、その下の障害児給付費につきまして、今までは前年度下半期と今年度上半期の実績を基に作成をしておりました。ただ、毎年給付費が伸びていることから、令和 8 年度予算より直近の実績及び伸びを勘案して作成をしております。

具体的には、障害福祉サービス等給付費につきましては、まず今年度の決算見込みを約 11 億 6,000 万円として、そこにちょっとある程度伸びを入れているというふうなつくりとなっております。また、障害児のほうにつきましても、決算見込みを約 4 億円としてそこに伸びを勘案して金額を積算してございます。

問（13） 決算見込みっていうのは、令和7年度の決算見込みでよろしかったでしょうかっていう、そこだけ確認したいと思います。

それから、ページ飛びまして144ページの高齢者社会参加推進費のほうで、老人憩の家等管理運営事業につきまして、これ今回、工事請負費で、先ほども福岡議員がおっしゃってたんですけど、高浜中部老人憩の家の解体工事費が上がってます。今回これ中部老人憩の家しか上がっていないということで、ほかの施設はどうなっているのか全く分からないんですけど、これ現在もまだ耐震のない施設が何施設あるのか、それについては来年度も耐震のないまま利用を続けるという理解でいいのか、そこについても確認をお願いします。

答（介護障がい） 令和7年度の決算見込みでございます。

答（健康推進） 健康推進グループのほうが所管しております施設の中で、耐震性が確認できてない施設はこの4施設ということで、全て老人憩の家という形になります。

全ての老人憩の家につきましては、建築後、相当な年数が経過しておりますので、現時点で耐震補強することは考えておりません。ですので、利用者の方には、地域内にある耐震化された施設を御利用いただくよう促しておりますし、一部のいきいきクラブのほうでは、既に移動とか活動拠点のほうを移動していただいております。

実際に、活動拠点の変更をしていただいたクラブにつきましては、その利用されておった施設は、その都度、解体工事を行っております。

問（13） 今、4施設って言われたので、多分これふれあいの家と高取の北部、南部それぞれの老人憩の家と、それから湯山老人憩の家ということでよろしいでしょうか。ちょっと違いますか。吉浜北部。4施設をちょっと教えていただきたいのと、結局、その4施設については、お願いはしているとしても利用はしていける状況っていうことでいいんですか。その確認をお願いします。

答（健康推進） 耐震性が確認できなかった施設の4施設につきましては、老人ふれあいの家につきましては、令和2年に耐震診断をしておりますので、耐震性は確保、確認はしておりますので、吉浜北部と高取北部、高取南部、湯山老人憩の家の4か所となります。

老人憩の家につきましては、実際に御利用されておられる方が本当に近くにお住まいの御高齢の方で、それも歩いて見える方がほとんどでありますので、そういった方の居場所というか、安心できる場所、ふれあいの場所、交流できる場所というのは、すぐに閉鎖す

ることがなかなか難しいなと思っておりますので、引き続き、市の方針というか、活動拠点の変更、お試しのほうに御協力いただけるように働きかけを継続していきたいと思っております。

問（13） 146 ページ、3 目の生活援助費の生活困窮者自立支援事業の学習支援事業業務委託料、これはステップとかの件でしょうか。そうであれば、市はどのように積算してるのか、見積りを取ってるのか、多分これまた随契なのかなと思うんですけど、随契であれば、随契理由についても併せてお聞かせください。

148 ページの 10 目の障害者医療費の扶助費、障害者医療扶助費、それから精神障害者医療扶助費、それから子ども医療費の子ども医療扶助費、それから未熟児療育医療扶助費、この各扶助費につきまして、どのように積算をしたのか教えてください。

答（市民窓口） 各医療費の扶助費の積算方法でございます。

それぞれ令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月の実績に基づくものでございます。

答（地域福祉） 私のほうから、生活困窮者自立支援事業の学習支援の件について、お答えをいたします。

委員お見込みのとおり、本事業委託はステップの関係の委託でございまして、積算に当たりましては、業者との打合せを経た上で、業者からの見積りを基に金額を決定をいたしているところでございます。

なお、契約形態としましては、随意契約を想定しておりまして、施行令 167 条の 2 の第 1 項第 2 号を予定をしております。

問（13） 167 条の 2 第 1 項の第 2 号には、私これ、ほかに業者あると思うので、該当しないと思いますし、それから、これ業者から見積りっていうのは、いわゆるステップさんを今後、随契で委託するところという、やるところから見積もったっていうことで市として積算してないのかなと思うんですけど、そのあたりも併せてお聞かせいただきたいのと、あと今、医療扶助費っていうことだったんですけど、障害者とか精神障害者の医療扶助費も同じような積算方法でよろしかったでしょうか。

答（市民窓口） 先ほど答弁いたしました、令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月の実績に基づくものでございます。

答（地域福祉） 当該学習支援委託につきましては、内部審査でも承認をいただいております。

し、地域の子供たちとの継続的な関わりが大切であるということから、継続性が大切だというふうに判断いたしまして、随意契約であるのが適切というふうに判断をしております。

また、見積りにつきましては、委員御指摘のとおり、実施する事業者さんと打合せを経た上で、最終的な見積りを頂戴し、その金額を基に市が金額を決定したところでございます。

問（13） 今の話だと、2号にはなりませんので、私の理解では。

152 ページの 15 目国民健康保険事業特別会計繰出金なんですけど、今回繰出金についてはこれ全額、法定内繰出しのみっていうことでいいのかっていう確認をしたいと思います。

それから、18 目の重層的支援事業、これも先ほどからいろいろ聞いてるんですけど、よく分からなくて、特にこのまぜこぜの居場所づくり事業実施体制整備事業業務委託料 500 万円、そのいわゆるまぜこぜの運営をしていっていただく方を掘り起こし、その方を支援し、育成していくってことなのかなって今までの話で思うんですけど、あくまでもこれまぜこぜの居場所ってというのは、委託ではなくてボランティアでやっていただくというふうに私は認識してるんですけど、そうではない方法で考えてみえるのかどうかっていうのがよく分からなくて、やはり人材育成とかそういうことまでいくと、やはりそれなりに市が人件費としてお出しすべきかなと思いますし、やはりボランティアだということであれば、それは自主的な活動になるし、その人の、言い方はあんまりよくないかもしれんけど、やりたいようにやってくってところのそういった気持ちを尊重するってことが大事だと思うので、逆にあんまりやりすぎてもよくないかなっていうところもあるものですから、そのあたりがよく私はどうしていきたくていうのがよく分からないので教えていただきたいなと思います。

それから、あとの 2 つの委託料、まぜこぜの居場所づくり支援業務委託料と生涯現役のまちづくり支援業務委託、これそれぞれどちらに委託をするんでしょうか、教えてください。

答（市民窓口） 国民健康保険の繰出金の部分でございます。

繰出金につきましては、法定内の部分と、あと医療費の福祉医療の波及分が含まれております。

委員長 重複する答弁は、明確、簡潔明瞭で。

答（共生推進） このまぜこぜの居場所の実施体制整備支援業務委託料につきましては、委員御指摘のとおり、居場所の担い手さんは、基本的には市民の自主的な活動の下で行っていただきたいというふうに考えております。その居場所の皆さんを支援したり、また居場所の担い手さん同士をつないだり、人材育成を図ったりという、その担い手さん方を支援したりつないだりというところの役割、行政と担い手さんの間に中間に立っていただく、そういった組織が、今後、体制、継続的な事業実施には必要だろうというふうに判断をして委託をするものでございますので、決して、市から担い手さんに委託をして仕事としてやっていただくとか、そういうふうな意味合いではございません。

また、もう一点御質問いただきました、支援業務委託料、まぜこぜの居場所と生涯現役のまちづくりにつきましては、こちら先ほど御答弁させていただいておりますが、それぞれの実行委員会のほうが主催するイベント等で実施する際に委託をさせていただくものでございます。

問（13） この500万の積算というのはどのようにされたんですか。1回幾らとか、どういう形でこの500万になったのか教えていただけますか。

これ多分、先ほど荒川議員がおっしゃったのかなと思うんですけど、これ155ページにも生涯現役まちづくりの委託料があるんですけど、これ違いは、さっき私よく分からなかったんですけど、違いがあるのかないのか、よく分からないなっていうところと、あと、155ページの地域介護予防活動支援事業のものづくり工房と、それからIT工房、こちらそれぞれ運営業務委託料が上がってるんですけど、これ費用対効果についてはどのようにお考えなのか教えてください。

委員長 重複する答弁は、分かりやすく簡潔に。

答（共生推進） 500万につきましては、業者からの見積りを基に金額を決定しているところでございます。

また、生涯現役まちづくり事業のイベントの委託の御質問かと思いますが、先ほども御答弁させていただきましたが、市が実施する自生地関係のイベントの際に、会場設営等の業務を委託をするものでございます。

答（健康推進） 予算書155ページの、ものづくり工房運営業務委託料とIT工房運営業

務委託料の費用対効果の御質問につきまして、両施設とも介護予防拠点施設の一つとなっております。あかおにどんにつきましては、木工やものづくりを通じて、地域の皆さんの交流ができる場所であるということで、特に高齢の男性の方の利用が多い状況でございます。加えて、夏休みとかにおきましては、多世代交流が図れるように子供たちも利用されておりました。例年よりも若干利用者が増えているというのが費用対効果の一つかなと思っております。

もう一つ、IT工房くりっくのほうにつきましては、こちらは近年はスマホの操作の相談、指導も行っておりました。様々な世代の方が御利用をいただいております。利用のほうとしては若干減少傾向ではありますが、あかおにどんにつきましては、前年度と同額、くりっくのほうについては、若干増額になりましたけど、ほぼ据え置きで業務のほうを行っていただいております。

問（13） 3款2項の児童福祉費のほうに行くんですけど、これちょっとどこにあるか分かんないんですけど、2目保育サービス費に人事管理事業ということで、一般職と会計年度が入ってて、あと民間保育の運営委託料とかがその下にずっとあるんですけど、私、これちょっとびっくりしたんですけど、いわゆるスキマバイト、よくタイミーとかってあると思うんですけど、人がいなくて民間のほうでこのタイミーを使ってるところがあるっていうふう聞いた、タイミーみたいなスキマバイトを使われて、人件費、人が足りないところを賄ってるっていう情報を聞いたんですけど、これについての認識はどれぐらいあるのかというのと、あと、公立園、民間園でもこのスキマバイトで雇用を行っている実態はどれぐらい把握されているのかなということについても併せてお聞かせください。

答（こども育成） 保育士不足というものは、全国的に蔓延化している中で、実態として、いわゆるタイミーとは限りませんが、いわゆる紹介会社、保育士の紹介会社からの紹介に基づいて足りない保育士を雇用しているという実態については把握してございます。

実際に、雇用の募集をかけても保育士が集まらないというような状態とかは、ここ数年、続いている中で、やはり苦肉の策の中でそういう方を採用するっていうような保育園もあります。公立でそのスキマバイトを活用するかっていうことについては考えてございません。

問（13）　そうですね。やはりスキマバイトって短時間でお仕事するっていうことで、保育園とか学校現場とかには一番向いてないやり方かなと思うと、致し方ないっていうのも分かるんですけど、やっぱりそこは何とか労働条件とか、他市の労働条件等を鑑みたりとか、比較したりとかそういうことも必要になってくるんですけど、それプラスアルファ、やっぱり民間園に対してはそういったことの支援も必要かなと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えかなっていうのと、あと、令和7年度待機児童が2名いたってことなんですけど、令和8年度の今の現状はどうなんでしょうか。

答（こども育成）　民間園への支援でございますが、直接的ないわゆる保育士への支援だけではなく、本市で行っているものとしては、いわゆる保育補助に対する支援というものも県とか国の補助金を活用しながら支援をしていくものでございます。

また、今、御質問にありました、令和8年の待機児童については現在のところでございますが、今のところ発生していないというふうに認識しております。

問（13）　160 ページ、3 款 2 項 2 目の保育サービス費の吉浜北部保育園長寿命化改良工事建築確認申請・積算資料等修正業務委託料についてお聞かせいただきたいと思います。

まず1 点目として、この業務内容についてお聞かせいただきたいということと、2 点目としては、前回これ工事スケジュールが決まらない中で設計したことによって、これ無駄な経費となっているんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどのようなお考えなのかっていうことと、前からずっと私言ってるんですけど、吉北って平成 31 年度、令和元年度に工事予定だったんですけど、ここまで引き延ばされてるっていうことで、その理由についても併せてお聞きしたいと思います。

それから、今回これまた工事予算、これいつこれ計上されるんですか。私ちょっと工事予算がよくこれ予算書の中で分からなかったのを教えていただきたいと思います。

それから、今後の工事スケジュールについても併せてお願いします。

答（こども育成）　この改良工事の建築確認申請・積算資料等修正業務委託でございます。令和6年に設計のほうで完了した中で、こちらいわゆる給食棟を、給食室を現在の保育の衛生基準に合わせる形の中で、どのように限られた敷地の中で建築をするのかっていうようなところの中で、職員室を増設するというような形の中で設計の変更等を行っております。それに伴い、工事の期間が延びたっていうのが一つと。また、令和7年度において、

吉浜地区において下水道工事が近隣の道路で実施されることに伴い、それを踏まえた上で工事に着手するとなると、いわゆる浄化槽をその敷地内に設置しなければならないという形になる中で、じゃあ一、二年の使用のために浄化槽をわざわざ設置して工事に着手するのか等を勘案した中で、工事が終わってから工事に着手しようという形の中で令和7年度においては延びてございます。それがここまで延びていた理由というの中で、工事スケジュールがそのように延びてる中で、設計した費用が無駄だったのではないではないかというような御質問でございますが、設計書自体は完成している中において、ただ、その費用についていわゆる物価高を考慮した上での積算の再積算、いわゆる時点修正が必要になるという形の中で今回予算計上をさせていただいております。ただ、こちらの工事の積算のスケジュールとしては、当初に設計をした設計の契約をした上で、成果物として上がるのが、おそらく半年後、10月、11月頃になって、それを踏まえた上で、12月補正で改修工事の費用計上のほうを考えておりましたが、現在、行財政改革の中で施設のいわゆる計画の見直し等もある中で、こちらの見直しを踏まえた上での対応をしなければならないのかなというふうに考えております。

そうなりますと、当初からの設計の契約っていうものができないような形の中で、今年度においてこの設計費の委託というものはおそらく実施することが難しいのかなというふうに考えております。それに伴い、工事の時期等は今後のプロジェクト等を踏まえて、また全庁的に工事の最適化というものを踏まえた上で、どの時期に吉浜北部保育園を改修するのか等も整理をして、その時期に合わせてこの時点修正の設計委託というものを実施していくものであると考えております。

問（13） 今の答弁聞いて非常に驚いております。

下水道については、これもう計画があったわけだから、何で今さら今の話が出てきちゃうか分かりませんし、あと、今の話でいくと、もういつこれ大規模改修されるか分わかんないっていう状況なのかなと思うんですね。前から、これ部長が躯体は大丈夫とか、躯体は大丈夫ですよ、躯体は大丈夫かもしれないけど、はっきり言って、外壁とかがもう落ちそうになってたり、落ちたりしてるところがあるにもかかわらず、私すごい危険性感じてるんですけど、そのあたりの認識はどうなんでしょうか。私は、もう子供の安全がこれでまた危険な状況が延びるんじゃないかとすごい不安なんですけど、そのあたりの認識はど

うなんでしょうか。

答（こども未来部） 建物については、しかるべきタイミングでやるっていうことにはなりますけれども、当然、その間、安全・安心というのを確保していかなければいけません。

以前にも高取保育園を壊す予定がある場合に、その段階でも外壁に亀裂等が入ってたりする場合には、そこをたたき落として、きちんと手当てをして、見た目が悪くなるかもしれませんが、安全をしっかりと確保していくという、そういう手法を取ったこともございます。

吉北につきましても、日々、壁の状況を確認しながら、長寿命化にするまでにそういった危険がある場合には、暫定にはなりますけれども、処置をして、安全を確保しながら進めていくということになろうかと思えます。

問（13） 私、前から言ってるんですけど、落ちてからでは遅いんですよね。落ちそうになってる状況でもそれいつ落ちるか分からなくて、もう本当に前から言ってるように、その前にきちんと総合管理計画をつくって改修していくっていうところが大事で、一丁目一番地だったんですよね、吉北が。一丁目一番地だったのに、いまだにずっとやられていないと。これすごく計画あまりにもずさんだと思うんですけど、そのあたり市長どうですか。

答（こども未来部） おっしゃるとおり、最初は平成 31 年で、そういったところがありました。が、躯体の状況とかを踏まえて、またその当時の財政状況等々を踏まえて、今に至っているというところではございますけれども、先ほどありましたように、長寿命化というか、あの場所に吉浜地域に公立最後の園ということでもありますので、その必要性は私どもも十分感じておりますので、いかにそこを今後、きちんと残して、高浜市の保育を維持していくかというところではございますので、それにきちんと添うような形で進めてまいりたいと思えます。

問（13） 164 ページ、市遺児手当支給事業。現在、遺児手当が市が月 2,400 円、県が 4,350 円だけど、3 年経過後 5 年までが市が 1,200 円、県が 2,175 円で、5 年経過すると両方とゼロになるっていうことなんですけど、これ多分、近隣自治体は条例が大分条件が違うのかなと思うんですけど、その辺の把握と市としての考えについてもお聞かせいただきたいと思えます。

それから 166、167 に移ります。まず、ここの高浜児童センター維持管理業務委託料 143

万 5,000 円、これは P F I 事業でよろしかったでしょうか。その確認をまずお願いします。

答（介護障がい） 市の遺児手当でございますが、すいません、今近隣の状況は、今現在把握はしておりません。もともと県の遺児手当が改正されることに伴って、県のそういった考え方に沿って市の遺児手当を改正したということでございますので、今後もこういった内容で特段近隣のほうと、例えば合わせてということは現在のところは考えておりません。

答（こども育成） 高浜児童センター維持管理業務委託料 143 万 5,000 円についてでございます。こちら高浜小学校の P F I の契約に含まれた業務でございます。

問（13） 多分これ P F I 事業でそれぞれ、地域交流施設、それから児童センター、それから小学校部分とかに分かれて、この P F I の維持管理費がこうやって案分されてると思うんですね。その分のやつだということだと思っんですね、今の答弁でいくと。そうなると、ほかの児童センターに関しては、多分この上にある清掃委託費とか消防等の保守点検委託料とか、ガスの空調委託料、このあたりがそれに当たるのかなと思うんですけど、今のこの高浜児童センターの維持管理業務委託業に含まれる事業についてお聞かせいただきたいなっていうところと、あと、3つ目としましては、ここの下の放課後児童健全育成事業の委託料についてお伺いしたいんですけど、まず、来年度も直営の児童クラブは一緒なのかなと思うんですけど、直営の児童クラブについて、来年度の直営の児童クラブを教えてください。

答（こども育成） 1つ目の御質問の、高浜児童センターの維持管理業務委託料とそれ以外の管理業務とのすみ分けという御質問です。

高浜児童センターの維持管理業務委託料の内訳をお聞きされてるんであるならば、内訳としては、いわゆる保安警備業務とそれ以外のいわゆる修繕費等のものがそれぞれの施設ごとに振り分けをされてございます。

あと、直営している児童クラブは、どれかっていう御質問でございます。直営の児童クラブは、翼児童クラブ、高取南児童クラブ、東海児童クラブになります。

問（13） 今、高浜の児童センターの維持管理業務委託、保安警備と修繕費、あとこれのほかの児童センターでかかってくるこの上の清掃委託料、消防設備等保守点検委託料、ガ

ス空調点検委託料、これは入ってこないんでしょうか。あと、保安警備っていうのはいわゆるセコムみたいなそういうものかなと思うんですけど、あと、修繕費がこれのうちの幾らになるのかよく分からないので、このちょっと内容について詳しく私知りたいんですけど、お願いします。

それから、直営の児童クラブ、翼、高取南と東海ってことだったんですけど、なぜそれを聞いたかっていうと、委託料の中で清掃業務委託料、それからその下に高取児童クラブ清掃業務委託料っていうふうに2つに分かれてるんですよ。これ分かれている理由について、清掃業務委託料が翼と東海ですかね、これ市が直で契約されていると。で、高取児童クラブだけ別になっているのか、ちょっとよくその辺分からないので御説明をお願いします。

答（こども育成） まず、高浜児童センターの維持管理業務委託料の内訳でございますが、保安警備業務と修繕費と保守費、施設の保守費になります。ですので、ほかの費目で計上しているものについては、こちらの高浜児童センター分は含まれていないという形になります。

あと、児童クラブの事業です。清掃業務が2種類に分かれてるのがどういうことかっていうことだと思いますが、いわゆる定期清掃と日常清掃で分けているという形になります。

問（13） よく分からなかったんですけど、まず、児童センターのほうなんですけど、委託料が清掃委託料と消防設備等保守点検委託料とガス空調点検委託料、これらのいわゆる委託料、いわゆる運営にかかってくる設備の点検とかそういうのに絶対的に必要な委託料が、この吉浜児童センターと、それから高取センターキッズと、それから高取センターキッズと、吉浜児童センター、この3つの委託料というのはどこに対しての委託料なのかっていうのは分からないので教えていただきたいのと、あと、今、児童クラブのほうなんですけど、定期清掃と日常清掃っておっしゃったんですけど、これ定期清掃が清掃業務委託料になるんですか。日常清掃が高取児童クラブになるんですか。ちょっとそれがよく分からなかったんで教えてください。

答（こども育成） 清掃委託料につきましては、東海児童センターと翼児童センターの清掃委託料になります。こちら床、全館ガラスと絨毯クリーニングっていう定期清掃です。

消防設備の保守点検委託料は、東海児童センターと翼児童センターの点検の業務の委託

になります。

ガス空調点検委託料は翼の児童センターのガスヒーポンの保守料となります。

それから、児童クラブの清掃業務委託料です。こちらは翼児童クラブと東海児童クラブで、いわゆるセンターの部分ではなく、児童クラブとして利用している部分の施設の日常清掃が清掃業務委託料 137 万 2,000 円。高取児童クラブの清掃業務委託料は、高取南児童クラブと高取北児童クラブの清掃業務になります。こちらは、クラブの絨毯のクリーニング及び床のピータイル及びフローリングの定期清掃で、年 2 回の実施になります。ですので、場所が異なるという形になります。

問 (13) ちょっとこれについては、また引き続き研究したいと思います。あまりにもちょっと金額が違いすぎてるので。

168 ページ、14 の病後児保育。これあまりにも予算ついてなくて、本当これやる気があるのかなっていうところで。やはり条件が悪いんですよね、うちの場合、病後児保育を。この辺、本当に市長どうなんですか、やる気あるのか、ないのか、どうなのかなっていうところをお聞かせいただきたいのと。

あと、16 のこども家庭センター事業、窓口通訳等業務委託料。こちらについては新たに計上されていますので、お聞かせください。とりあえずそこまでです。

答(こども未来部) 病後児保育についてですが、病後児保育というのはその名のとおり、病児とは違いまして回復期にお子さんをお預かりするという形でありますけれども、実際、お母さん方、保護者の方からしますと、病後児、回復期っていうところになると、そのまま保育園のほうにお預けになるという選択をされる方も結構多くいらっしゃいまして。ただ、保護者の方のいろいろアンケートとか見てみますと、そういった状況にある中では自分で面倒を見たいとおっしゃる方もいますので、これがどちらかという使い勝手が悪いというよりも、病後児の性質上そうなっているという状況かなと思ってます。ただ、病児はと言いますと、病児を開設するっていうところで行きますと、ニーズがそもそもどこまであるかっていうことと、実際、一番ハードルが高いのは、病院が、そういったよくあるのが病院の中にそういった保育室を設けて、病院がそういった運用して行って、市がそれに対して委託を出すという形があるんですが、実際そういったことをしていただける病院そのものもなかなかないので、今、高浜市では病後児をやっているんですが、そういっ

た預かるお子さんの状況ということから考えますと、なかなか利用者は、そもそものニーズというかその部分にマッチしてない部分は確かにあろうかと思います。

答（健康推進 主幹） 169 ページの窓口通訳等業務委託料につきましては、母子保健事業からこちらのほうに組み替えております。理由としましては、実情として、こども家庭センターでの相談に通訳を使っていることが多くなってきたこと、あと、こども家庭センターの補助金の対象となるということで組み替えをさせていただいております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

#### 4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

問（2） 主要・新規の14ページ、廃棄物処理事業、資源物分別収集の「特別拠点」土地分筆測量業務委託についてであります。今回、土地の分筆登記申請業務委託料が計上されておりますが、あくまで令和9年度に土地を購入することを前提として、借地に対する分筆登記費用を本市が負担することについて、所有者との協議によって決められたものでありまじょうか。また、分筆しての購入となると思いますが、今回対象となる土地について、概要をお聞かせください。

それと同じく、主要・新規15ページ、新たなリサイクル推進体制の構築について、こちらある程度、聞きつくしたところではありますが、各町の分別拠点は町内会の立ち当番が外れることによって、町内会の非加入者の利用が増えることが予想されますが、そのあたりは許容範囲としているのか。資源ごみ等が増加した場合の対応、特に運搬などの予算措置や対応は加味されているのか、お願いいたします。

もう一点、分別拠点の運営に係る町内会の報償金からシルバーへの委託による歳出の減額と、特別拠点の月4回への拡充も含めて約290万の増額であります。総合事業費とし

てどれだけの削減効果があるのか、そのあたりも教えてください。

答（経済環境） まず、市がこの分筆測量の費用を負担するのはなぜかということですが、今回、地主さんとの協議の中で、市のほうでこの土地を購入させていただくという方向で進めていくということがございますので、こちらは市のほうで、その全体を購入するわけではなく、一部を購入するということがございますので、その先に取得する部分を特定するという意味合いで市のほうで負担をするというものでございます。

具体的には、この取得する計画をしている場所は、全体の2,507平米のうちの一部になりますが、隣にありますコンビニの北側に接する部分から約6割程度、東側の道路から西側の道路までの全体の部分を取得するという予定を考えておるものでございます。

続きまして、リサイクルの拠点の立ち番の見直しの件でございますが、議員おっしゃるとおり、町内会の加入、非加入ということでこれまでも特に制限をしておるものではありませんので、会員でない方が資源を分別に来るということはこれまでとあまり大きく変わるものではないのかなというふうに思っておりますが、場所の見直しの関係がございまして、その影響で、若干、今までの拠点から違う拠点に持って行っていただくような方も出てまいります。ただ、その一方で民間のリサイクルの拠点を使われる方も出てこようかと思っておりますので、収集運搬の委託料のほうでは、その実際に総数が変わるわけではないので、その部分はあまり加味しておるものではございません。

あと、町内会の報償金を廃止をして原資にして今回のシルバーの立ち番だとか、特別拠点の土曜日開設だとかっていうところへ充てさせていただくようなことを考えておりますけれども、おおむね同額程度で、大きな削減ということではございません。

問（14） 175 ページ、工事請負費の保健センターPCB廃棄物撤去一般処理工事費、この時期に計上した理由と工事の内容についてお願いいたします。

答（健康推進） 予算書175ページ、保健センターPCB廃棄物撤去運搬処理工事費につきまして、こちらは稗田町にあります中央保健センターの屋上に設置されたキュービクル変圧器について、低濃度のPCBの廃棄物が含まれているため、来年度に処理するものとなります。

このPCB自体が人体に有害な物質であり、環境汚染を防ぐためにも期限内の処理が義務づけられておりまして、その期限が令和9年3月31日となっておりますので、予算計

上させていただきます。

問（12） 181 ページ、4 款 1 項 4 目スマートハウス設備設置費補助金とカーボンニュートラル推進支援補助金があるんですが、スマートハウスのほうはこれ令和 5 年度から 600 万円ですが、カーボンニュートラルのほうは最初の令和 6 年は 420 万で、240 万で、100 万ということで、それぞれ利用状況を教えていただきたいのと、あと、主要・新規でナンバー 8 の水道事業会計繰出金について、物価高騰対策として水道基本料金の 4 か月免除が計上されておりますが、この 4 か月間という期間、どのような考え方で設定されたのか伺います。また、物価高騰の状況これ依然として続いておりますが、この水道料金負担軽減について市としてどのように考えているのか伺います。

答（都市政策部） 物価高騰重点交付金を活用させていただく中で、以前コロナのときも 4 か月、2 調定分、検針 2 回分を減免させていただいたという経緯がございますので、同等の対策とさせていただいたものでございます。（後述訂正あり）

答（経済環境） スマートハウス設備設置費補助金につきましては、おおむね予算が消化されるような今現状でございまして、カーボンニュートラル推進支援補助金につきましては、2 月末現在で 200 万ちょっとというような中で、次年度につきましては、今年度由省エネ診断を実施をした事業所を対象に、省エネ設備の補助金のほうを実施ができるような予算計上とさせていただいておるところでございます。

答（都市政策部） すいません。私もちょっと言い間違えまして、減免ではなくて免除でございまして。

問（12） 水道料金の話なんですけど、物価高騰の状況、依然としてこれ続いているんですが、今後の水道料金の負担軽減について、これお答えなかったんですけど、特になんかということですか。

答（都市政策部） 今回は、国の物価高騰に対する交付金というものが国のほうから支援いただいて、その中で市民の生活に近いところで何がお返しできるかというところで、水道料金の基本料金を免除させていただくというところですので、水道事業としてやるものではなく、いわゆる政策的なものでございますので、今回はこの 4 か月分の水道基本料金の免除というふうにさせていただくものでございます。

問（13） まず、176 ページ、177 ページ、4 款 1 項 2 目保健予防費の予防接種事業につ

いてお聞きします。

高齢者予防接種通知業務委託料、これ来年度もコロナとインフル両方同時発送されるの  
かっていうことと、この同時発送に対して、医師会のほうから何か御意見がないのかって  
いうところについてお聞かせください。

それから、178、179。医療対策推進費、3目なんですけど、こちらの災害時備蓄品管理  
業務委託料、たしか高浜豊田病院が災害時の後方支援、医療関係の後方支援をやるって  
いうふうに計画ではなってるんですけど、いわゆるそれに対する備蓄の管理業務委託料にな  
ってるかと思うんですけど、実際問題、この後方支援っていうのは、これは別で費用がか  
かるってことでしょうか。あくまでもこれは委託料というのは、どこまでの範囲なんです  
か。医薬品を出すまでの範囲なのか、どういうところまでの委託料になっているのかよく分  
からないので教えてください。

それから、高豊は例年同じようなお金、補助金を出してるっていうことで、変わらず今  
までの旧分院のくいも抜いてもらってないけど、そのまま補助金を出すっていうお考えで  
すよね、市長、どうですか。

答（健康推進） まず、177 ページの高齢者予防接種通知業務委託料 77 万 9,000 円につき  
まして、こちらは令和 6 年から新型コロナ予防接種が始まりまして、インフルエンザとコ  
ロナの通知のほうは同封して、一つの封筒で高齢者予防接種の通知業務委託として経費削  
減を図っているところでございます。

こちらの内容について、医師会の先生方にも御相談させていただいて、いろいろな御意  
見をいただきましたが、近隣市も本市と同様のような取扱いをしているということもござ  
いまして、とりあえず黙認とは言わないですけど、認めていただいておりますというふうに判  
断をしております。

続きまして、予算書 179 ページの災害時備蓄品管理業務委託料の 48 万 9,000 円につき  
ましてですが、こちらは地震などの大規模災害が発生した際に、医療救護所で速やかに救  
護活動ができるよう、その医療救護所で使用する薬剤、資機材の管理、保管を委託をする  
ものとなります。

具体的に、期限切れを迎える薬品の補充など、薬品等を適切に管理していただくための  
委託料となります。

続きまして、医療法人豊田会への補助金につきましては、基本、例年どおりの形にはなりますが、若干変わるところといたしましては、利子補給金につきましては、9年お支払いしておりますので、その部分の利子補給という形になりますので、その部分が半分に昨年度よりも減っておるといことと、固定資産税補助金のほうが終了をしております。

加えて、医療法人豊田会高浜豊田病院につきましては、災害時における救護所の後方支援活動の覚書のほうを新たに締結をいたしまして、その中で後方支援病院についての詳細を定めさせていただいております。その覚書の中では、災害が発生した場合に、救護所で手当を受けた中傷者とか透析者に対して、高浜豊田病院で行う医療支援活動の協力について定めております。

問（13） 4款2項、主要・新規のナンバー9の不動産鑑定手数料と土地分筆登記申請業務委託料。これ今回、地主さんとの関係で委託料とかが上がってるんですけど、先ほどからの答弁でいくと、結局、吉北もやらないよみたいな話にもなってるし、令和9年度これ本当にこの土地が買えるのかなっていうすごい不安があるんですけど、もうこれは優先度が高いんですかね、市長、どうなんですか。もうこれ、逆に言えばこれ登記はいいかなと思うんですけど、不動産鑑定ってこれ年々変わってっちゃうと思いますので、令和8年度鑑定したら、もうなるべく早いうちにこれは鑑定料で取得しないと、また鑑定金額変わってきちゃうかもしれないっていうところなんですけど、そうなってくると、これは優先度の高いものっていうふうで、必ずやるよっていうことで上がってきてるんですか、市長、どうなんでしょうか。

答（市民部） この土地につきましては、相続の関係で協議してきて、前年のところで協議をやっておったんですけども、地中の中に一部物が入っている状況もありまして、地主さん本来はそこを全部出してもらってということだったんですが、それを出すとかなり多額の金額、購入費以上の金額がかかるような見込みになってきましたので、将来のこの土地の有効活用も含めて、この令和9年度に買っていくと。

買っていくに当たりましては、土地購入、整備工事を含めて、起債を最大限活用して、なるべく財源を平準化する形で買っていきたいという地主との約束がございますので、市の信頼にも関わることでございますので、このスケジュールどおり実施していきたいというふうに考えております。

問（13） 今、部長のほうがスケジュールどおりって言われたんですけど、今年度はまだこれ取得の金額は入ってないと思うんですけど、令和9年度に予定をされているということでもよろしかったでしょうか。

答（市民部） 主要・新規に記載のとおりです。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので4款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとして、明日、13日、午前10時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査は、これをもって打ち切り、13日、午前10時より再開いたします。

委員長挨拶

散会 午後4時57分